

事業と財務状況のご案内 2022

ROKIN DISCLOSURE

長野県労働金庫ディスクロージャー誌



長野ろうきんは、会員の皆さまとともに、 ごあいさつ はたらく仲間とそこご家族の未来の安心創りに つながる取組みを実践してまいります。

会員・組合員・ご利用者の皆さまにおかれましては、平素より私ども長野県労働金庫をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は、おかげ様をもちまして、2021年12月に創立70周年の節目を迎えさせていただきました。

皆さまへの深謝とともに、役職員一同、この通過点を契機にこれからも勤労者の皆さまのお役に立ち続けるという使命を胸に、新たな気持ちで取組みを実践してまいります。

2022年度より「はたらく仲間の“未来の安心”をともに創る」を新たなテーマとする、中期経営計画第Ⅱ期(2022年度-2024年度)の取組みを開始いたしました。

足元の社会情勢において、日本銀行の大規模な金融緩和策による欧米諸国との金利差等に起因する円安や、ロシアによるウクライナ侵攻等を要因とする物価の高騰等が、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

長野県労働金庫の概況

(2022年3月末)

名 称	長野県労働金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)268号
本 店 住 所	〒380-8611長野県長野市県町523番地
電 話 番 号	(026) 237-3700
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.nagano-rokin.co.jp/
創 立	1951年(昭和26年)12月
代 表 者	理事長 小池 政和
常 勤 役 職 員 数	383人(男236人、女147人)
店 舗 数	20店舗(インターネット長野支店含む) 3出張所・9ローンセンター
団 体 会 員 数	1,641会員
間 接 構 成 員 数	284,019人
出 資 金	2,436百万円
預 金 残 高	749,096百万円
貸 出 金 残 高	392,883百万円

※預金残高には譲渡性預金を含みます。

ろうきんのシンボルマーク



シンボルマークは、<ROKIN>の頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれるろうきん運動を意味し、ろうきんの親しみやすさを表現しています。また、はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表しています。

シンボルマーク・カラーはブルーです。ろうきんブルーは、「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークはろうきんの基本理念が表現されています。

このような環境においても、中期経営計画第Ⅱ期の新たなテーマのもと、お一人お一人に寄り添った対応を第一義とし、協同組織金融機関としての役割を着実に果たしてまいります。

会員・組合員・ご利用者の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当金庫に関しまして、より一層のご理解をいただきたく、ここに「長野県労働金庫ディスクロージャー誌2022」を作成いたしました。

広く皆さまにご高覧いただき、当金庫の業績及び活動内容につきまして、ご理解賜れば幸甚に存じます。

2022年7月

理事長

小池 政和



CONTENTS

ごあいさつ	2
ろうきんの理念	4
業績ハイライト	
業績ハイライト	6
経営計画	
中期経営計画(2020年度-2024年度)及び2022年度事業計画	8
事業概要等	
コンプライアンス(法令等遵守)体制	10
お客様保護体制	14
リスク管理体制	16
内部統制機能の整備に関する基本方針	18
創立70周年感謝の取組み報告	20
SDGsと長野ろうきんの取組み	21
生活応援運動の取組み	23
地域・社会活動の取組み	25

業務のご案内

サービスのご案内	31
預金商品・資産運用商品のご案内	32
融資商品等のご案内	34
手数料一覧	36

長野県労働金庫の概要

ATMのご案内	38
店舗及びローンセンターのご案内	39
組織・役員の体制	41
沿革・歩み	42
全国労働金庫の概況	43
長野県労働金庫の財務データ	44
索引	67

はたらく人の  いと生きる

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって
共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を
会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や事業の原則は法律で定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている右記の3原則に基づき、中期経営計画および年度事業計画を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法第5条『事業運営三原則』

- 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

ろうきんの基本姿勢

ろうきんは はたらく仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合っ
てつくった協同組織の金融機関です。現在、多くの金融機関がありますが、働く仲間とその
家族の生活が豊かになることを目的につくられた金融機関はろうきんだけです。働く人たち
の暮らしを支え、快適で暮らしやすい社会づくりをめざします。

ろうきんは 営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず、会員（労働組合・生活協同組合な
どの団体）の一人ひとりを主人公として、公平かつ民主的に運営されています。
このろうきん独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、今日における利用者は全
国で1,000万人以上。労働組合や生活協同組合をはじめとした多くの仲間に支えられています。

ろうきんは はたらく人目線で考える金融機関です。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わ
りません。しかし、資金の運用方法がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、
働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生
活を守り、より豊かにするために役立てられています。

業績ハイライト

信頼感ある事業運営を実践するため、適切な経営管理と、高い倫理観に基づくコンプライアンス重視の経営姿勢により、引き続き、経営の健全性の維持に努めてまいりました。

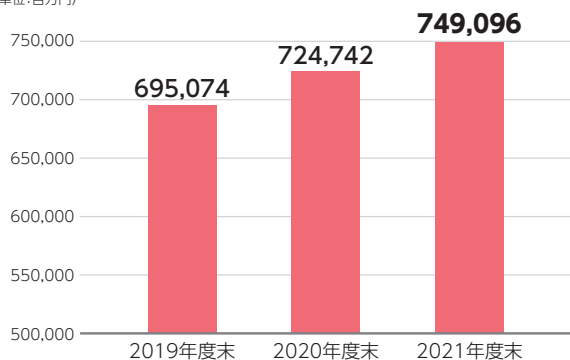
会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員は、2021年度末1,641会員となっています。団体会員を構成する間接構成員は、284,019人となりました。出資金の年度末残高は、24億36百万円となりました。

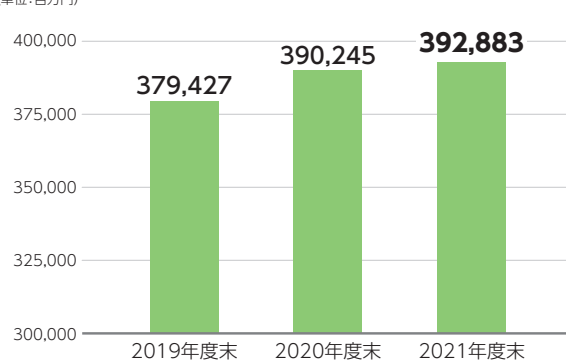
預金・貸出金の残高推移

預金については、年度中増加額243億54百万円、増加率3.36%、年度末残高は7,490億96百万円、貸出金については、年度中増加額26億38百万円、増加率0.67%、年度末残高は3,928億83百万円となりました。

【預金の残高推移】 ※預金は譲渡性預金を含みます。
(単位:百万円)



【貸出金の残高推移】
(単位:百万円)

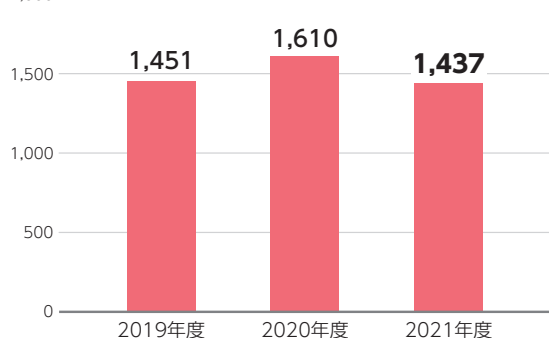


利益の推移

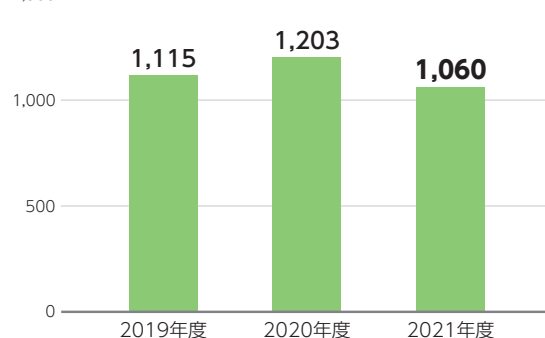
経常収益は、超低金利環境の継続により、貸出金利息及び資金証券運用における利息配当金の減少を主要因として、前期比1億80百万円減少しました。また、経常費用は、預金利息等の減少を要因として、前期比7百万円減少しました。経常利益は前期比1億73百万円減少し、14億37百万円となりました。

当期純利益は、前期比1億42百万円減少の10億60百万円となりました。

【経常利益の推移】
(単位:百万円)



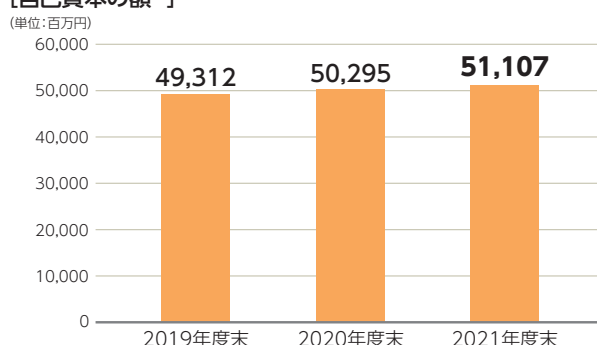
【当期純利益の推移】
(単位:百万円)



自己資本の額と自己資本比率

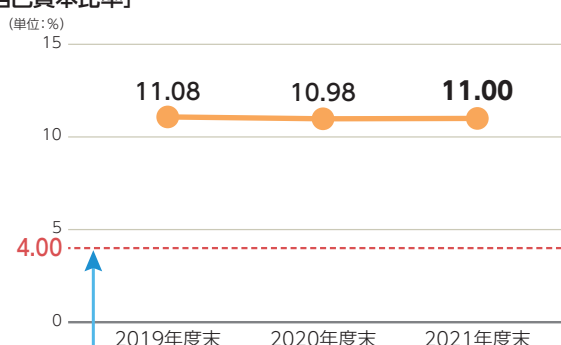
2021年度末の自己資本の額は511億7百万円となり、自己資本比率は11.00%となりました。
引き続き国内基準である4%を上回る水準を維持しています。
詳細につきましては、50ページをご覧ください。

【自己資本の額※】



※当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算出しています。
また、当金庫は国内基準を採用しています。

【自己資本比率】



国内基準は **4.00%**以上です。

それを下回る場合は、「早期是正措置」の対象になります。

用語解説 自己資本比率って何を表していますか？

総資産の中に占める自己資本の割合であり、自己資本の充実度を表す指標です。ろうきんにおける自己資本は出資金と積立金等で構成されています。なお、ろうきんにおける自己資本比率の基準は、海外営業拠点を有しない金融機関の自己資本比率基準（国内基準）が適用され、4.0%以上が必要とされています。

算出方法は50ページをご参照ください。

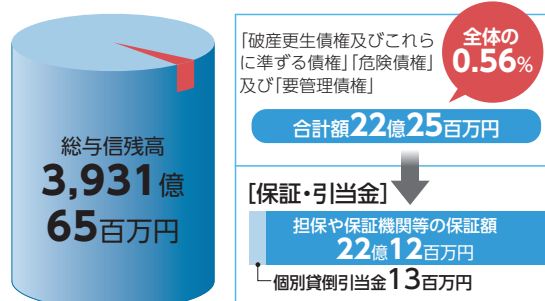
リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権の状況

2021年度末の不良債権額の状況は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の合計で22億25百万円となり、総与信残高に占める割合は0.56%という低水準を維持しています。

また、不良債権額22億25百万円の全額が担保や保証機関等の保証、個別貸倒引当金によって保全されています。

詳細につきましては、62ページをご覧ください。

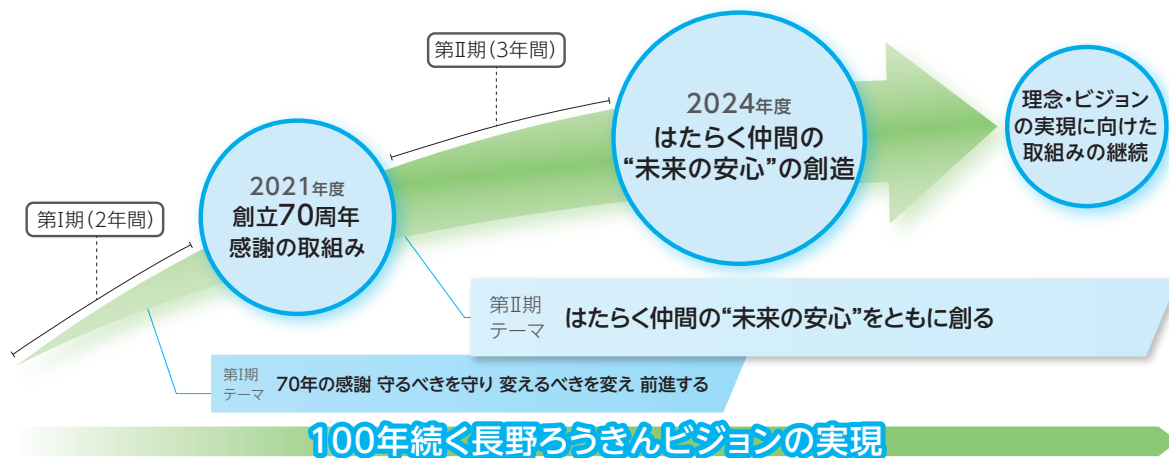
【不良債権について】



中期経営計画(2020年度－2024年度)及び2022年度事業計画

中期経営計画基本方針（5つの柱）

■中期経営計画（2020年度－2024年度）の全体像



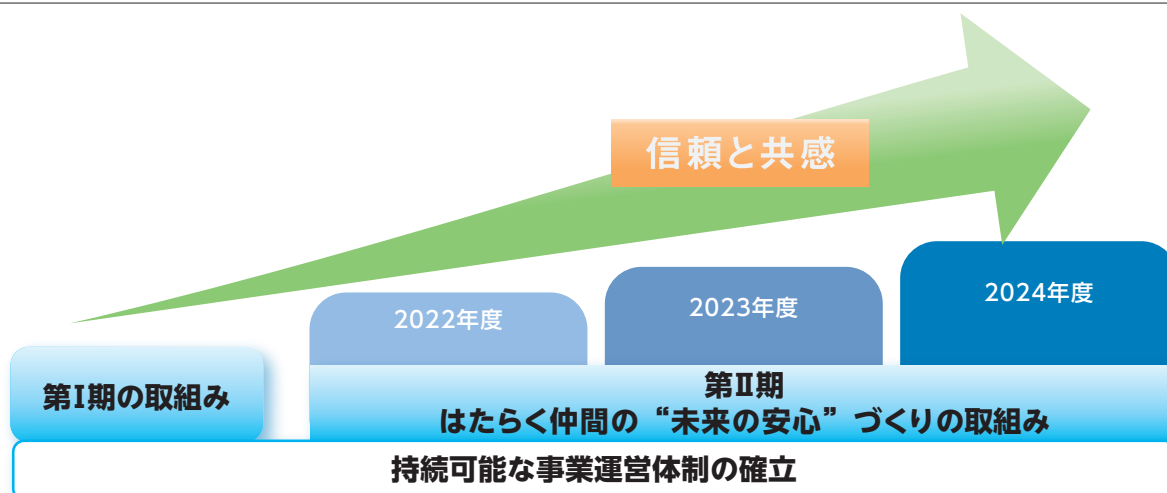
長野ろうきんは はたらく人と その家族の幸せのために「わたしたちの金庫」をともに作り、最高の感動を届けます

■中期経営計画（2020年度－2024年度）基本方針



中期経営計画第II期（2022年度－2024年度）テーマ

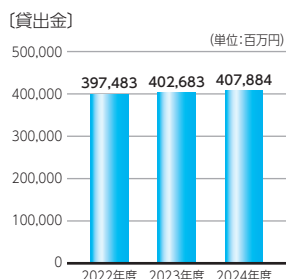
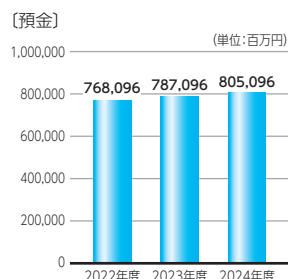
はたらく仲間の“未来の安心”をともに創る



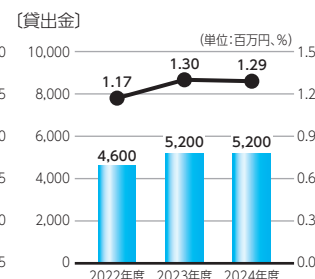
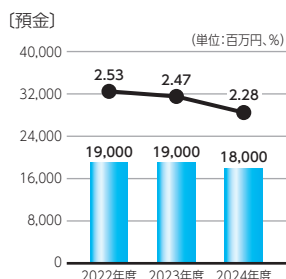
中期経営計画第Ⅱ期（2022年度－2024年度）財務計数計画

■主要勘定計画

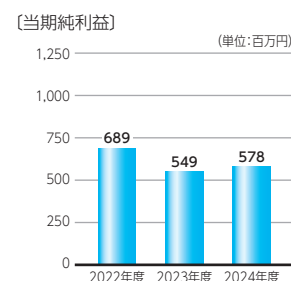
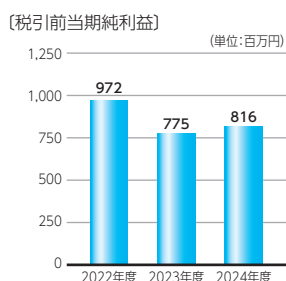
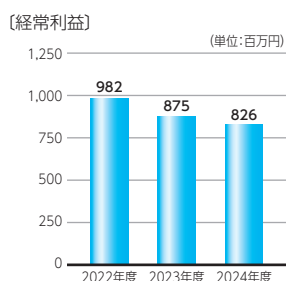
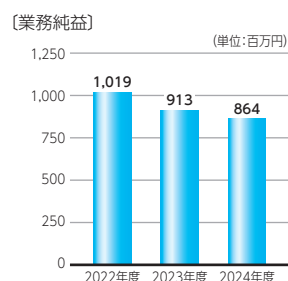
【期末残高】



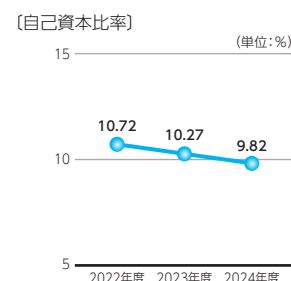
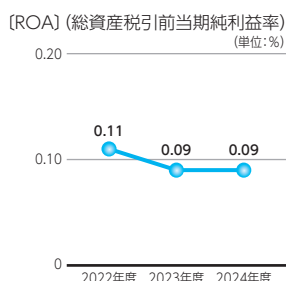
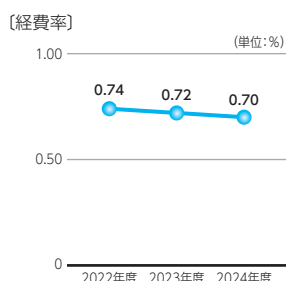
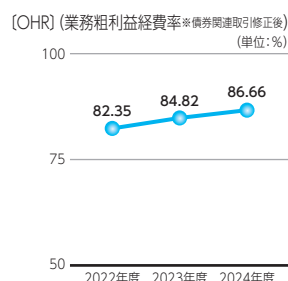
【増加額・増加率】



■利益



■指標



2022年度事業計画

基本方針	主要課題	対応事項
会員との協働	会員推進機構と連携した生活応援運動の取組み強化	○会員推進機構との連携強化 ○勤労者の可処分所得向上に向けた「借換運動」の推進
私たちの信州社会的責任・役割発揮	地域共生社会の実現に向けた連携・行動	○「意思あるお金の循環」の具現化に向けた対応強化 ○SDGsの取組みと連携した事業運営及び地域・社会活動の実践
良質な金融仲介機能をすべてのはたらく人に	安心・信頼して相談できる営業体制の構築	○営業店の事務処理拠点から営業拠点への変革に向けた取組み ○顧客利便性向上に資するデジタルチャネルの強化
長野ろうきんブランドの確立	信頼・信用の確保に資する人材・組織の活性化	○多様化するニーズに応え得る職員の育成 ○信頼の基礎となる接遇、事務対応の向上
持続可能な事業運営の実践	安心してお取引いただける経営基盤の構築	○コンプライアンスを最重要視する業務運営の徹底 ○持続可能な収益性確保に向けた無担保ローン・カードローンの利用拡大の取組み

コンプライアンス (法令等遵守) 体制

コンプライアンスを徹底し、
厳正かつ透明性の高い事業運営と
自己責任による健全経営に努めています。

コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベルのコン

プライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性が求められています。

コンプライアンスへの取組み

1. 代表理事及び業務執行理事の業務執行等に関する法令等遵守の体制

当金庫の理事及び監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事及び業務執行理事の業務執行の監督に積極的に参加しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により理事の業務執行をチェックしています。

監事監査の体制のチェック項目は多岐にわたっており、そのうち、法令等遵守に関する事項としては、総会及び理事会の運営が法令等に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているかが代表的なものです。なお、監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

2. 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

1 営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

2 厳正な内部管理体制の充実・強化を図るため、各営業店・本部においては、相互牽制機能を働かせ、自店検査を実施して内部的チェックを行っています。監査部は、理事会の監督下におかれ、業務執行ラインから独立した立場にて、自店検査が十分機能しているか等、内部統制の有効性・適切性を検証し、監査結果は定期的に理事会に報告しております。

検査・監査項目は各々多岐にわたりますが、そのうち、現在における法令等遵守に関する事項としては、会員加入申請の審査結果、融資申請の審査結果、及び、犯罪収益移転防止法にかかる対応としての「本人確認事務」〔口座開設事由の確認〕等において、違法性がないかの検証を代表的なものとしています。

なお、内部監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

■ 監事監査の実施状況

実施期間: 2021年7月～2022年5月
実施対象: 9営業部店、4ローンセンター、1出張所、本部
延べ監査日数: 16日

3. 反社会的勢力に対する取組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、弁護士、(公財)長野県暴力追放県民センター等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取組んでいます。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取組んでいます。

● リスクの特定・評価・低減

各部門の担当部長は、マネロン等リスク主管部長の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

● リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取組んでいます。

「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針(抜粋)」

● 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下、「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築する事により、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

● 態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。そのため常務会は、マネー・ローンダリングを主管する部署の長（以下、「主管部長」という。）にこの職務に必要な権限を付与する。

● 経営陣の認識

常務会は、主管部長が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

■ 内部監査の実施状況

実施期間: 2021年4月～2022年3月
実施対象: 19営業部店、3出張所、9ローンセンター、本部
延べ監査日数: 65日

長野県労働金庫倫理綱領 基本原則

労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚

1. 私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

きめ細かい金融等サービスの提供

2. 私たちは、お客様の視点に立ち、創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して背くことのない、誠実な業務運営を行います。

公正かつ透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築

4. 私たちは、自己責任原則を基本とし、公正かつ透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

反社会的勢力の排除

5. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

経営情報の積極的開示とコミュニケーションの充実

6. 私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

倫理重視の姿勢

7. 私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

難解な倫理問題の積極的な解決

8. 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

個人情報等の取扱い

9. 私たちは、お客様の財産や経済的信用に関する情報をはじめ、様々な情報をお預かりします。これら情報の管理には細心の注意を払うとともに、特に、個人情報については、関係法令、庫内ルール等の定めにより、慎重かつ適切に取り扱います。

働きやすい職場環境の実現

10. 私たちは、働きやすい職場環境を実現するとともに、意欲と情熱をもって勤労者福祉運動を実践できる組織風土の構築に努めます。

地域・社会活動

11. 私たちは、労働金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、協同組織の福祉金融機関としての役割発揮を通じて地域・社会活動に積極的に取り組みます。

環境問題への取組み

12. 私たちは、企業の社会的責任を果たす観点から、資源の節約や環境保全などの環境問題に取組みます。

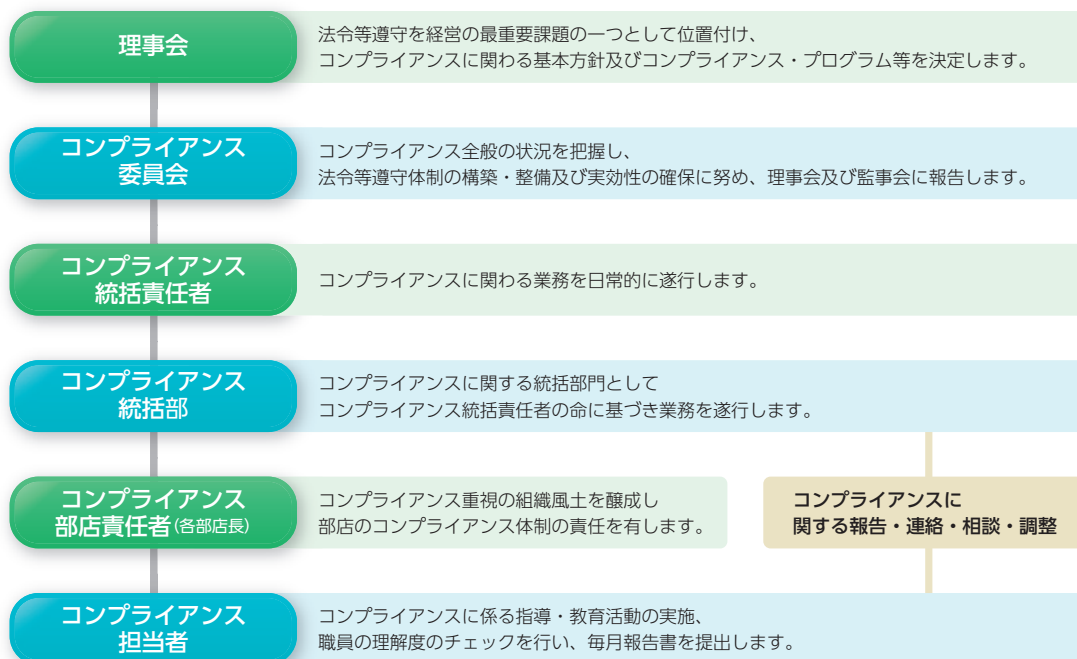
代表理事等の姿勢

13. 代表理事等は、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底をします。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。

再発防止と厳正処分

14. 本綱領に反するような事態が発生した時には、代表理事等自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

■ 長野県労働金庫のコンプライアンス(法令等遵守)体制



お客様に安心してご利用いただける 「ろうきん」であるために、 お客様保護の精神に徹します。

当金庫は、「金融商品に関する勧誘方針」を定め、お客様に対して誠実・公正な勧誘・説明を心がけ、断定的判断の提供や事実と異なる説明を行わず、お客様説明の適切性及び充実性の確保に努めています。

また、当金庫とお客様の間、及び当金庫のお客様相互間において利益が相反する状況（利益相反）を未然に防止するため、「利益相反管理方針」を定め、お客様の保護を図っています。

金融犯罪被害防止に向けた取組み

当金庫では、お客様が安心してお取引いただけるよう金融犯罪被害防止に対する取組みとして以下の対応を実施しています。

◆ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻し被害防止への取組み

偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻し被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- ICカード（磁気ストライプ併用含）の発行
- 1日あたりのATMご利用限度額（お引出し）の設定
- 類推されやすい暗証番号の危険性に関する注意喚起及び利用制限
- ATMへの「覗き見防止フィルム」の貼付及び「後方確認ミラー」の設置
- 異常検知システムによるモニタリングの実施等

キャッシュカードの偽造により被害に遭われた個人のお客様につきましては、全額を補償させていただきます。

また、盗難により被害に遭われた場合におきましても、当金庫においてお客様に責任がないと判断した場合には、被害額の全額または一部の補償をさせていただきます。

◆ インターネットバンキングによる不正な利用防止への取組み

インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- 「ワンタイムパスワード」の導入
- 複数パスワード（ログインパスワード、確認用パスワード、第二暗証番号）による本人認証
- 「追加認証」の実施
- 「パスワード生成機」の配付（法人版インターネットバンキングのみ）等

個人のお客様においてインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した場合、お客様に過失が無い場合につきましては、原則補償いたします。

また、団体のお客様におけるインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した場合においても、お客様に過失が無い等の条件により、1事故あたり1,000万円を上限として補償いたします。

なお、個別の事案により、被害の補償対象外となる場合及び補償額が一部減額となる場合があります。

◆ 振り込み詐欺未然防止への取組み

振り込み詐欺等の被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- 店頭及びATMコーナーへの注意喚起ポスターの掲示
- 職員による声掛け、お客様アンケートの活用
- 被害が懸念されるお取引に対する警察宛の通報の徹底
- 過去2年以上、当金庫のキャッシュカードでATM振込のご利用がない70歳以上のお客様のキャッシュカードによるATM振込機能のお取引制限
- 過去2年以上、ATMでの現金お引き出しの利用がない70歳以上のお客様の、ATM支払限度額を1日30万円までとするお取引制限

- 長野県警察が行う振り込み詐欺防止に対する各種取組みへの積極的参加等

振り込み詐欺救済法（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）に基づき、当金庫では、振り込み詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座にお振込みされた方、あるいは当金庫から他の金融機関へお振込みされた方からのご照会・ご相談をお受けしています。

また、振り込み詐欺等の犯罪により被害を受けたと思われる場合は、直ちに、警察等へご連絡をお願いいたします。

保険募集及び共済募集に際して、各種法令等を遵守し、 適正な販売・募集等に努めます。

当金庫で取り扱っている保険商品及び共済商品の募集にあたっては、各種法令等に従い、「保険募集指針」・「共済募集指針」を定めています。お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し適正な販売・勧誘活動を行います。

お客様からの苦情等への対応

当金庫は、当金庫の事業運営に関してお客様よりいただく「不満足の表明」を真摯に受け止めます。これが、当金庫の健全な発展のための重要なメッセージであることを十分認識した上で、ご不満などの解消とその原因となった事項の改善に向けて適切に対応し、お客様の信頼と満足度向上に取組みます。

苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

① 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に、営業店（電話番号は39ページ参照）または長野県労働金庫お客様相談窓口（電話：0120-606-150）にお申し出ください。

② 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に長野県労働金庫お客様相談窓口（電話：0120-606-150）またはろうきん相談所（9時～17時、電話：0120-177-288）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等に取り次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申込みいただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、お客様のご希望を伺った上で、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事案を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

長野県労働金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

1. 関連法令等の遵守

当金庫は、個人情報を保護するため、関連法令やその他の個人情報管理に必要な各種の規範を遵守いたします。

2. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

3. 個人情報の利用について

- (1)当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2)当金庫は、お客様が所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客様の個人情報を共用させていただいています。
- (3)当金庫は、お客様の個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。

す。

- (4)当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

4. 個人情報の管理について

当金庫では、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

6. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

7. お問合せ先

《長野県労働金庫業務部》
TEL0120-625-371 FAX026-237-3767
受付時間平日9：00～17：00
e-mail：gyomu-s@nagano-rokin.co.jp

反社会的勢力に対する基本方針

長野県労働金庫は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、会員・お客様並びに地域社会から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、反社会的勢力とは断固として対決します。

（反社会的勢力に対する姿勢）

1. 当金庫は、反社会的勢力による不当な介入を排除し、毅然とした態度で反社会的勢力と対決します。

（不当要求の拒絶）

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては組

織として対応し、断固として拒絶します。

（態勢の整備）

3. 当金庫は、反社会的勢力を排除するための報告態勢、対応マニュアル等を定め、全役職員に周知徹底します。

（外部専門機関との連携）

4. 当金庫は、反社会的勢力との対決に際し、平素より警察、弁護士、公益財団法人長野県暴力追放県民センター等との連携強化を図ります。

金融商品に関する勧誘方針

長野県労働金庫は、金融商品の取扱いに関しまして次の事項を遵守し、適切な勧誘に努め、お客様の利益の保護を図ります。

1. 当金庫は、金融商品をお勧めするにあたり、お客様の金融商品取引の目的・知識・経験及び財産の状況に照らして、お客様にとって適切な商品の勧誘を行います。
2. 金融商品の選択・ご契約につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適切なご判断をいただくことを目的とし

て、適正な情報提供、商品内容及びリスク内容等の重要事項についてわかりやすい説明に努めます。

3. 当金庫は、お客様に対し、誠実で公正な勧誘・説明を常に心がけ、断定的な判断や事実と異なる説明等によってお客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所及び方法での勧誘は行いません。
5. お客様に適切な勧誘が行えるよう、関連法令等を遵守するとともに、商品知識の習得に努めます。

※その他の方針につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

長野ろうきん

検索

お客様保護体制

お客様本位の業務運営に関する取組み

当金庫は、労働金庫法の事業運営三原則の遵守姿勢、ろうきん理念の実践に基づく事業運営を実践してまいりましたが、2017年3月に金融庁が公表し、2021年1月に改正した「顧客本位の業務運営に関する原則」を受け、2017年12月より〈長野ろうきん〉のお客様本位の業務運営に関する取組み方針を制定及び公表し、お客様の立場に立ち、お客様の生活を生涯にわたってサポートし、利益相反、各種情報提供の適切性を確保する姿勢を明確にしつつ、各原則に基づく実践を行っています。

また、お客様保護等に関する管理体制やお客様本位の業務運営に関する適切性や実効性を確保するため「お客様価値共創委員会」においては、これらの取組み状況の報告、評価を実施しています。

お客様本位の業務運営に関する取組み方針

〈長野ろうきん〉（以下「当金庫」）はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改正した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組み方針」（以下、「本方針」）を策定します。本方針及び本方針に係る取組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。また、より良い業務運営を実現するため、本方針は定期的に見直しのうえ、必要に応じ改定します。

1. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

※金融庁：原則2「顧客の最善の利益の追求」に対応

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取組みを行います。

2. 利益相反を適切に管理する取組み

※金融庁：原則3「利益相反の適切な管理」に対応

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の利益追求の観点で選定しています。

3. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

※金融庁：原則4「手数料等の明確化」原則5「重要な情報のわかりやすい提供」に対応

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いてその複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ご高齢のお客様に対しては、各種リスクや留意事項について十分ご理解いただいていることを都度確認するなど、より丁寧に対応いたします。
- 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該

当するファンドオブファンズ*形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。

*ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせ、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。
- 投資信託に係る手数料については、各種のパンフレット・ガイドブック等の他、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単に行えるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

4. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

※金融庁：原則6「顧客にふさわしいサービスの提供」に対応

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っています。
- 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、投資信託販売システム等のデジタルチャネルを利用し、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にまいります。
- 当金庫は、金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- 当金庫は、お客様への適切な金融商品の勧誘及び共済・保険商品の適切な募集を行うための「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。

5. 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

※金融庁：原則7「従業員に対する適切な動機づけの枠組み等」に対応

- 当金庫は、「ろうきん理念」やお客様本位の業務運営を職員に定着させ、着実に実践していくための人材育成・業務支援等に資する体制構築を行います。
- 当金庫に属する全職員における人事評価にあたっては、「お客様志向」に関する評価の仕組みを整備し、お客様の最善の利益に資する活動の実践を考慮した取組みを行っています。
- お客様本位の業務運営を確実に実践するため、職員の育成・知識向上の取組みを強化し、FP技能士やDCプランナー等の資格取得を奨励します。

お客様本位の業務運営に関する取組み方針に基づく取組み状況及び成果指標（KPI）

当金庫における「お客様本位の業務運営に関する取組み方針」に基づく主な取組み状況及び成果指標（KPI）につきましては、以下のとおりです。（詳細は当金庫ホームページをご覧ください。）

1. 取組み状況

当金庫は、「お客様本位の業務運営に関する取組み方針」（以下「本方針」といいます。）を掲げ、お客様の利益を守り、お客様の生活を生涯にわたるサポートすることを第一とし、業務運営を実践しています。

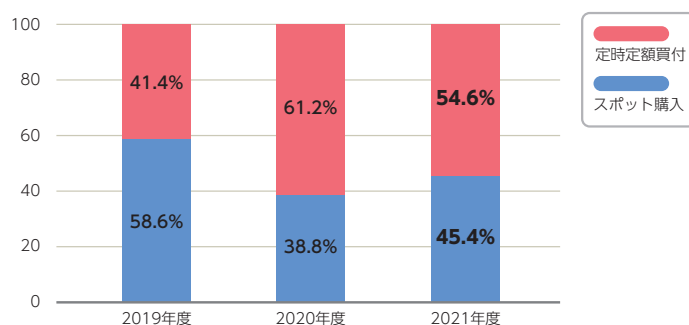
■ NISA及びiDeCo契約件数（2022年3月末現在）

勤労者の資産形成に資するご提案を行う中で、特にリスク分散につながる積立投資及びiDeCoのご提案を主に行っております。今後もお客様のニーズ等に応じた商品のご提案を継続してまいります。

（単位：件）

		2020年度	2021年度	増減率
NISA	一般	216	235	8.8%
	つみたて	1,630	2,498	53.3%
iDeCo		4,295	4,970	15.7%

■ 投資信託販売額に占める定時定額買い付けの割合（各年度3月末時点）



※スポット購入とは、お客様のご希望、ご判断される日時、購入額等に基づきファンドを購入する方法です。

2. 情報提供の取組み

当金庫における取組み方針「4. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み」「5. お客様本位の業務運営の職員への定着と実践に向けた取組み」に基づき、当金庫が取組む生活応援運動と連携し、お客様の生活設計（ライフステージ）を見据えたセミナー等の積極的な実施を事業計画に掲げ取組んでおります。

2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による制約下において、各種セミナーの対面での実施が難しい状況であり、実施回数及び参加人数ともに減少しております。その中であっても、個別対応やWEB開催など、実施可能な方法により引き続き取組みを行ってまいります。（セミナーの開催回数等はP.23をご覧ください。）

また、中期経営計画（2020年度－2024年度）及び2022年度事業計画において、ファイナンシャル・プランナー等の資格を有する職員の育成強化について方針化し、取組みを進めております。

3. 比較可能な共通KPI

長期的にリスクや手数料に見合う期待収益が生じているかの「見える化」をはかることを目的とし、以下の指標を公表しております。各種データにつきましては当金庫ホームページをご覧ください。

- 運用損益別顧客比率
- 投資信託預かり資産残高上位20銘柄のコスト・リターン
- 投資信託預かり資産残高上位20銘柄のリスク・リターン

リスク管理体制

基本方針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価した上で金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、及び「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にALM委員会及びオペレーショナルリスク管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクへの取組み

1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

1 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- ・個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
- ・金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

2 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用

規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

なお、デリバティブ取引に内在する信用リスクについても、取引の時価をベースにしたカレント・エクスポージャー方式による管理をすすめるなど、体制の強化に努めているところです。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、ALM委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

また、「金利リスク」、「価格変動リスク」、及び「為替リスク」について、以下のとおり管理しています。

1 金利リスク

運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、複数の金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、資産・負債のBPV（ベース・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

2 価格変動リスク

市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価及びVaR（バリュー・アット・リスク）を日次で計測しています。

また、個別株式については株価が変動した場合の損益額を算出し、株価の変動に対応した管理を行っています。

3 為替リスク

外貨建資産・負債の為替損益を日次で把握するとともに、為替が変動した場合の損益額を算出し、為替の変動に対応した管理を行っています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset Liability Management:資産負債総合管理）の中で行っています。

3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生し

ますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営企画部において一元的に管理するとともに、ALM委員会にて管理状況を報告しています。

4. オペレーショナルリスク

金庫の業務の過程や役職員の活動若しくはシステムによる統制などが不適切であること（いずれも委託先・取引先等含む）の他、外生的な事象などに起因して、金庫又は金庫の顧客等が利益を逸する又は損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを各リスクに区分し管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会でリスク管理状況の把握、評価、対応を協議し管理しています。

1 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確に行われるための管理態勢の検証をする内部監査を強化するとともに、研修による職員の事務処理の習熟、オンラインシステムのチェック機能の活用などによりリスクの削減に努めています。

2 システムリスク

コンピュータシステムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクが「システムリスク」です。

①当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1,470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。

また、万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

②当金庫においては、重要なデータファイルの破損・障害への対策としてデータファイルのバックアップの取得等を行いシステムの安定確保に努めると

ともに、「セキュリティポリシー」に基づいたセキュリティスタンダード等の具体化をはかり、情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

③高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、<ろうきん>業態全体で構築しています。

3 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンスマニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

4 人財リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、及び差別的行為、ハラスメント行為等により損失を被るリスクが「人財リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、及び役割行動基準に基づく役割等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、あらゆるハラスメントを防止する取組みとして相談窓口を常設しています。

5 有形資産リスク

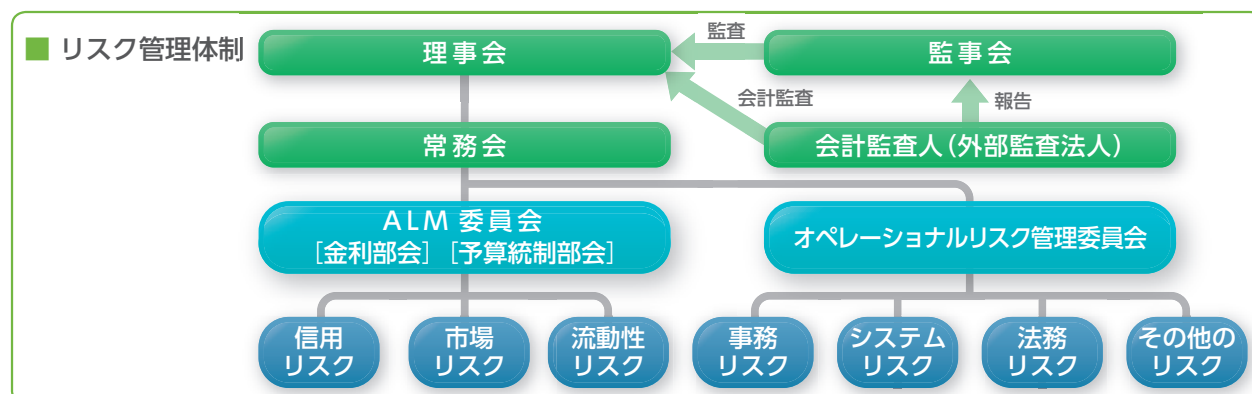
災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

6 評判リスク

当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「評判リスク」です。

当金庫では、評判リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより、未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部及び営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、評判リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。



内部統制機能の整備に関する基本方針

当金庫は、労働金庫法第38条第5項及び労働金庫施行規則第19条に基づき、以下のとおり、当金庫の内部統制機能（業務の適正を確保するための体制）の整備に関する基本方針を決議しております。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、「ろうきんの理念」及び「中期経営計画等」に基づき、理事の職務の執行が、法令及び定款に適合するための体制を整える。

- ①理事会は、「コンプライアンス基本規程」、「倫理綱領」及び「コンプライアンス・マニュアル」をはじめ、コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、法令、定款ならびに社会規範を遵守する態勢を構築する。
- ②コンプライアンスの取組みに関して、理事会は、「コンプライアンス・プログラム」を決定して実施する。また、コンプライアンス態勢の充実と強化をはかるため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令遵守態勢の構築・整備及び実効性の確保に努める。
- ③理事会は、公益通報にかかる体制を整備し、早期是正により被害等の防止を図るため、コンプライアンス・ホットライン制度等を設置し、運営する。
- ④理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、監事の監査対象とする。
- ⑤理事会は「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①理事会は、「理事会規程」「常務会規程」及び「文書等管理規程」等を定め、理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会等の議事録、起案書等）について、作成・保存する。なお、「文書等管理規程」については監事会の承認を得て決定する。
- ②担当役員が文書管理を所管し、理事及び監事は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、事業運営に関する損失リスクを、統合的リスク管理規程による信用、市場、流動性、オペレーショナルの各リスクに分類して、その評価と管理に努める。

- ①理事会は、事業年度ごと「統合的リスク管理計画」

を定め、係る「統合的リスク管理計画」及び「統合的リスク管理規程」に基づき、担当役員を委員長とする委員会（ALM委員会、オペレーショナルリスク管理委員会）を設置し、その管理に関する審議の内容を常務会に報告させる等、同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、その管理状況をディスクロージャー誌等で開示する。

- ②担当役員がリスク管理を所管する。
- ③事業の重大な危機については「緊急時危機対応規程」等に基づき対応する。
- ④理事会は、内部監査規程に基づき事業年度ごとに内部監査実施計画を決定し、監査部は独立した立場からリスク管理の適正性について監査を実施し、その結果を定期的に理事会に報告する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「理事会規程」等経営に関する基本規程等を定め、これらの規程等に従い、意思決定を円滑に進めること、及び、牽制機能の発揮できる体制を整える。
- ②理事会の決定に基づく業務執行について、「常務会規程」「代表理事職務権限規程」「執行役員規程」及び「業務規程」等を定め、それぞれの責任、執行手続き等を定める。

5. 職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①理事会は、「コンプライアンス基本規程」、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラム、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
- ②理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上をはかる。
- ③内部監査部門として監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門としてコンプライアンス統括部を置く。
- ④理事は、当金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に

は、直ちに監事及び理事会に報告するものとする。

- ⑤理事会は、公益通報にかかる体制を整備し、早期是正により被害の防止を図るため、コンプライアンス・ホットライン制度等を設置し、運営する。
- ⑥監事は、当金庫のコンプライアンス体制及びホットライン制度の運用について問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑦理事会は、お客様保護等の管理に係る統括部門を経営企画部とし、お客様保護の管理に関する方針に基づき、お客様保護に関わる法令等に適切に対応するため、管理・指導及び教育等に係る施策を実施する。
- ⑧理事会は、お客様サポート等の担当部門をコンプライアンス統括部とし、お客様利便の向上に資すること、お客様の相談・要望等に迅速かつ確に対応すること、お客様に対する情報や助言を明確・公平に提供すること等に加え、「優越的地位の濫用」の防止他、各種取引の適切性を確保する。
- ⑨理事会は、市場社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係の有無について、コンプライアンス統括部に定期的に点検・報告させ、一切の関係を有すことのない体制を確保する。

6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における、当該職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①理事会は、監事会の求めに応じて、監事の職務の執行遂行を補助する体制を確保するものとし、理事長は、前項の体制を確保するため、監事と協議の上、必要な場合人員を配置する。
- ②理事会は、監事の職務を補助すべき職員は、もっぱら監事の指揮命令に従うものとする。
- ③理事会は、監事の職務を補助すべき職員が、監事の指揮命令に従うこと、及び、当該指揮命令に従わなかった場合は処分の対象とすることを定める。

7. 金庫の理事及び職員、又はこれらの者から報告を受けた者が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制、及び、当該報告をした者が当該報告をしたことにより不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- ①監事は、その全員が理事会に、常勤監事は、専門委員会、常務会、ALM委員会等に出席し、その審議経過において意見具申できる。
- ②理事会は、理事会等における決定事項のほか、当金庫に重大に影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、

コンプライアンス・ホットライン制度等による通報状況及びその内容を、すみやかに監事に対して報告する体制を整備する。

- ③前項に関わらず、監事は、「監事監査基準」に基づき、いつでも必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとする。
- ④理事会は、監事会への報告を行った金庫の役職員に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手續その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①理事会は、監事とその職務の執行について、金庫に対し費用の前払いの請求をしたときは、審議の結果、当該請求に係る費用または債務が監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。
- ②監事会が、独自の外部専門家を監事のための顧問とすることを求めた場合、金庫は、監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③理事会は、監事の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、年度ごとに一定額の予算を確保する。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人からの監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

以上

創立70周年感謝の取組み報告

当金庫は2021年12月に創立70周年を迎えました。これもひとえに会員・組合員・ご利用者及び地域の皆さまのご支援、ご協力の賜物と存じます。皆さまへの「感謝の取組み」として下記記載の取組みを実施いたしました。

記念ロゴマーク



キャッチコピー

「夢をかなえる金融機関に」

かつて、青いバラは存在しないものの象徴で、その花言葉は、「不可能」でした。
 しかし、永年にわたる遺伝子研究の結果、栽培が可能になり、花言葉も『夢がかなう』に。
 当金庫も、青いバラのように“夢をかなえる金融機関”であり続けたい、そんな想いを込めたロゴマークとキャッチコピーです。

1. 70周年Thanks ～そしてこれから～

- ①抽選で長野県応援ギフトをプレゼント
- ②インターネットバンキング金利上乗せ定期預金
- ③夢をかなえるライフプランシミュレーション



2. 創立70周年“オリジナル紙芝居”の取組み

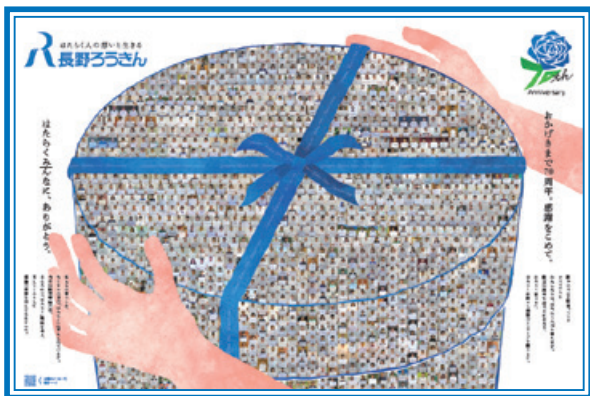
保育士や幼稚園教諭を目指す長野県立大学こども学科の学生の皆様のご協力により、“はたらく”をテーマとする、オリジナルストーリーの「紙芝居」を作成いただきました。完成した紙芝居は、長野県内600超の保育園や幼稚園へお届けいたしました。



【紙芝居を作成いただいた長野県立大学の学生の皆さん】

3. “信州のはたらくみんな”へ伝える感謝のメッセージ

1,000名を超える会員労働組合の組合員の皆さまから、“信州のはたらく人”に対する感謝のメッセージ及び写真をご提供いただき、それをモザイクアートとし、信濃毎日新聞紙面へ掲載いたしました。なお、掲載した広告が第51回信毎広告賞の「11月話題広告賞」を受賞しました。



【モザイクアート（プレゼントボックス）】



【信毎話題広告賞授賞式の様子】

SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに達成を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という基本思想のもと、17項目の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されています。

目標項目の一つである「金融包摂」（全ての人々が必要な金融サービスにアクセスができ、利用できる状況を目指すこと）の考え方は、労働金庫の設立経過や理念、ビジョン等と合致するものです。



ろうきんSDGs行動指針

ろうきん業態は、SDGsにおける「金融包摂」の考え方等に基づき、SDGs達成に向けた取組みを、理念・ビジョンを追求する活動の徹底につなげることを目的として、業態統一の行動指針を設定しています。

ろうきんSDGs行動指針

〈ろうきん〉は、「理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。

〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。

〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取組んでいます。

〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

長野ろうきんの事業運営とSDGsの連関性について

長野ろうきんは、はたらく人のお金を、はたらく人、地域の人、地域社会にお役立ていただける「意思あるお金の循環」を実践し、福祉金融機関としての役割発揮を通じ、SDGs推進につながる事業運営に努めてまいりました。

事業活動の視点

生活応援運動（労金運動）の実践

- 会員推進機構との連携・協働に基づく生活応援運動の実践
- 金融教育・多重債務支援等の対応



はたらく人のネットワークとの連携・協働

- 労働団体・福祉事業団体・NPO等の非営利セクターとの連携・協働
- はたらく人とのネットワークを通じた各種取組みの実践



金融仲介機能の実践

- 良質な金融仲介機能を通じた資産形成の取組み
- はたらく人すべての金融や資金ニーズへの対応



いつでも、だれでも、利用できる金融サービス

- いつでも、だれでも、アクセスできる金融サービスの提供
- 誰でも便利にご利用いただける各種チャネルの提供



地域・社会活動の視点

地域・社会活動の取組み（CSR・助成活動）

- 「意思あるお金の循環」の実践・拡大
- 本部・営業店それぞれの立場での地域・社会活動の実践



自然災害等に関する取組み

- コロナ禍の影響により、収入減少等の影響を受けた方々への支援の取組み
- 自然災害等の被害にあわれた方々に寄り添った金融面での支援の取組み



環境・気候変動等に関する取組み

- 環境やひとにやさしい店舗づくりの取組み
- 本部・営業店における省エネルギー活動の継続



長野ろうきん役職員の取組み

- 健康経営の実践
- 理念を実現する人材育成の取組み




長野ろうきん「はたらく仲間と取組むSDGs」の取組みに関する対応

重点的に取組む目標項目及び公表項目

長野ろうきんらしいSDGsの取組みを推進するため、「貧困をなくそう」「質の高い教育をみんなに」「働きがいも経済成長も」「パートナーシップによる目標達成」の4項目を「重点的に取組むSDGs目標項目」と設定いたします。

この4目標項目に基づき、中期経営計画第Ⅱ期のテーマである「はたらく仲間の“未来の安心”をともに創る」の実現に向け、以下の項目における取組み状況を2022年度中間期以降公表してまいります。

重点的に取組むSDGs項目		取組み公表項目
番号	項目名	
1	貧困をなくそう 	①高金利ローンからの借換 ②各種セミナー・学習会 ③ライフプランシミュレーションによる個別面談 ④こども基金 ⑤ピンクリボン運動（ろうきんchouchouの取組み）

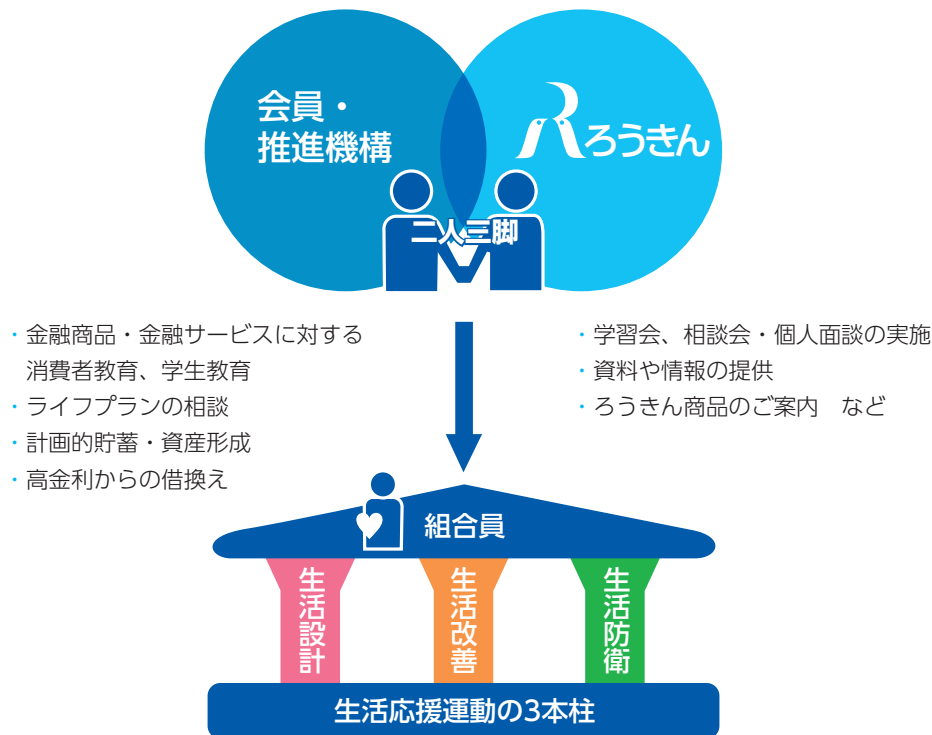
重点的に取組むSDGs項目		取組み公表項目
番号	項目名	
4	質の高い教育をみんなに 	①学生・キッズ向けセミナー ②ろうきん奨学会
8	働きがいも経済成長も 	①ディーセントワーク及びES（従業員満足度）に係る指標 ②健康経営 ③女性活躍推進関連
17	パートナーシップで目標を達成しよう 	①運営委員会自主活動・福祉活動他 ②NPOボランティア団体助成金

生活応援運動の取組み

会員・勤労者のニーズや悩み、課題を明確化し、その解決に向けた幅広い提案活動を行うなど、生活応援運動を通じてライフプランをサポートします。

生活応援運動とは、勤労者の生活のうち「お金」にまつわる諸問題に対し勤労者のための金融機関であるろうきんが会員・推進機構連携のもと、具体的な提案・アドバイスを行う運動のことです。

コロナ禍において、会員・勤労者が置かれている環境などを十分に踏まえながら、信州ではたらく人に寄り添った、生活応援運動に取り組んでおります。



新型コロナウイルス感染症への対応



当金庫では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、非対面型の金融サービスを活用いただくことに加えて、収入減少、離職等の影響を受けたお客様からのご相談には「勤労者生活支援特別融資制度」をはじめとする各種融資制度をご提案のうえ対応しております。

勤労者の生活支援に向けた取組み



会員における相談会等を開催し、勤労者の皆さまの相談にお応えしています。
また、「勤労者生活支援特別融資制度」等を通じて、勤労者生活支援の取組みを実施しています。

生活改善に向けた取組み



勤労者の皆さまの将来の生活改善を見据えた解決策の提案を行っています。

2021年度は、各種セミナーの開催や、高金利からの借換え・多重債務に関わる相談対応等の「多重債務救済の取組み」を継続実施しました。

また、会員をはじめ、長野県労働者福祉協議会、暮らしサポートセンター、長野県多重債務者対策協議会、市町村、弁護士及び司法書士・消費者団体等のネットワークを活用し、周知活動や相談活動を強化しています。

各種セミナーの開催

セミナー分類	開催回数 (回)	参加人数 (人)
ライフプラン関係	30	652
資産形成関係	78	1,595
確定拠出年金関連	17	334
退職・老後資産関係	16	357
消費者・金融教育関連	7	177
女性向けセミナー	1	20

高金利からの借換え及び多重債務に関わる相談

相談件数	相談金額
345件	623,454千円

生涯生活設計

「ライフプランセミナー」「クレサラセミナー」等、当金庫が実施している各種セミナーの充実をはかり、会員や勤労者の皆さまのお役に立つ情報提供を行っています。また、会員や地域で開催される各種セミナーへ講師を派遣しています。

高校生等を対象とした金融セミナーの実施



当金庫では、毎年、近い将来社会人や大学生となる高校3年生を主な対象としてマネーセミナーを数多く実施しています。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の対策を講じたうえで、県内9校で実施いたしました。

高校生のうちから、お金に関する知識を学ぶことは資産形成の重要性を知るとともに、マネートラブル(詐欺、多重債務等)を回避するための非常に重要な機会であると考えています。今後も地域の学校等と連携し、継続した取組みを進めてまいります。

以下、セミナーに参加された生徒の皆さまからの感想を一部ご紹介いたします。

生徒の皆さまの感想

- ・キャッシュレスの時代になると思うので、利用の方法や注意点など聞いて勉強になった。
- ・お金の貯め方(収入-貯蓄=支出)について、今後も忘れないようにしたい。
- ・春から一人暮らしをするので、今日の授業の内容をしっかりと復習し、お金の管理に気を付けたい。

はたらく女性を応援する取組み



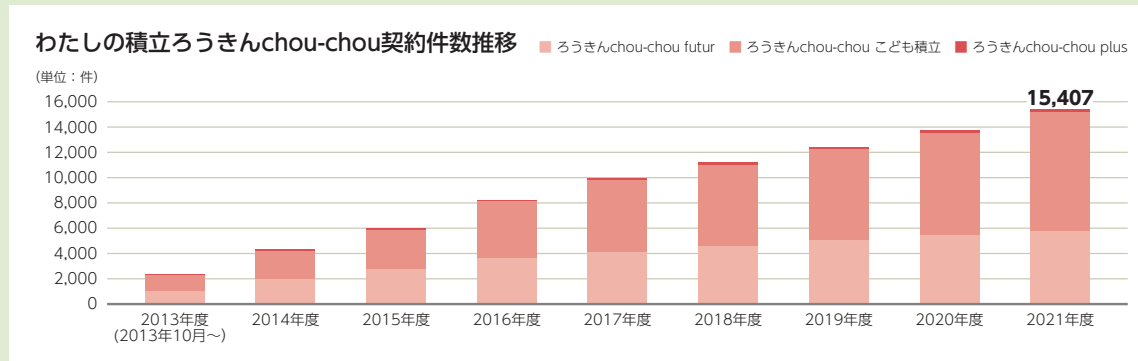
“はたらく女性の支えになり、子育てをしている女性に安心して子どもの将来を考えてもらいたい”そんな思いから女性職員による長野ろうきん女性応援プロジェクトが立ち上がり、2013年10月、女性を応援する積立商品「わたしの積立ろうきんchou-chou(シュシュ)」の取扱いを開始しました。

その後、はたらく女性を応援するカードローン「ろうきんchou-chouカード」、シングルマザーを応援するローン「ろうきんchou-chou YELL」の取扱いを始めました。

また、女性職員を中心とした「なでしこユニット」の活動を全営業店で展開しています。“はたらく”女性一人ひとりの人生に向き合うパートナーとなるべく、会員労働組合等と連携して、女性のお役に立ち、喜んでいただける活動とすべく、多くの“はたらく”女性に対する様々な情報提供を行ってまいりました。

“はたらく”とは、仕事をして給料を得ることだけではなく、自分のため、誰かのために、それぞれの立場で頑張っていることが“はたらく”ことであると長野ろうきんは考えています。

長野ろうきんは、これからも“はたらく”女性のミカタであり続けます。

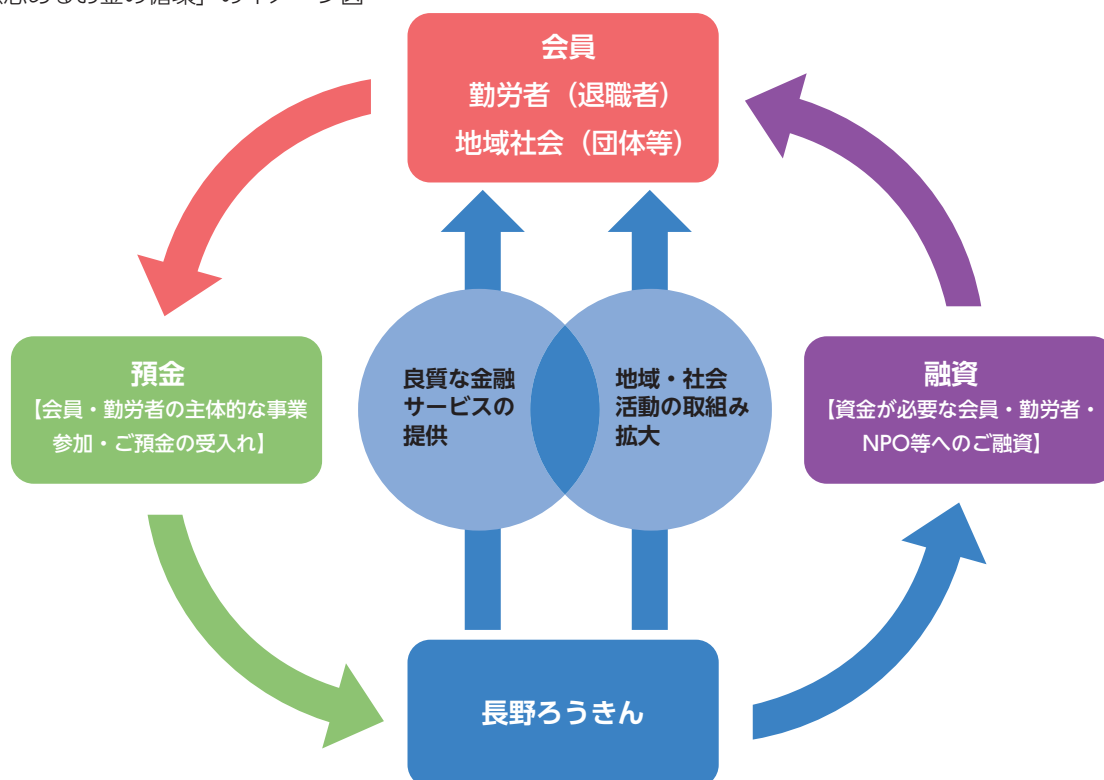


ろうきんの理念に掲げられる「人々が喜びをもって共生できる社会」の実現に寄与するため、長野ろうきんは社会的役割の発揮に努め、これからも、会員・お客様・地域社会の皆さまのため、地域・社会活動を確実に実践し、引き続き「はたらく人とそのご家族の支援」をテーマとして取組んでまいります。

長野ろうきんのCSRと地域・社会活動

当金庫は、「はたらく人の想いと生きる金融機関」として、はたらく人のお金が、ご本人、ご家族、はたらく仲間、地域社会のお役に立つ、「意思あるお金の循環」を創出し、その拡大に向けて取組んでまいります。

■「意思あるお金の循環」のイメージ図



会員をはじめとした地域の皆さまの預金・融資のご利用により、「意思あるお金の循環」が拡大し、はたらく仲間、地域社会への取組み強化につながっていきます。

主な長野ろうきんの地域・社会活動の歴史

1957年	助け合い預金スタート
1967年	「ろうきん奨学会」設立
1970年代	サラ金問題への対応
1995年	ろうきん震災遺児支援定期「応援（エール）30」を発売
2001年	NPOボランティア団体助成金制度の新設
2007年	多重債務支援の取組み
2011年	東日本大震災復興支援 ピンクリボン運動 支援の取組み
2012年	教育子育て世代応援ローン 取扱開始
2013年	「わたしの積立ろうきんchou-chou」シリーズ取扱開始
2015年	女性向けローン 「ろうきんchou-chouYELL」「ろうきんchou-chouカード」取扱開始
2017年	長野ろうきん子ども基金設立 NPO自動寄付システムスタート
2019年	令和元年台風19号災害復興支援
2020年	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方々に対する支援の取組み

1. 長野ろうきんの取組むCSR活動

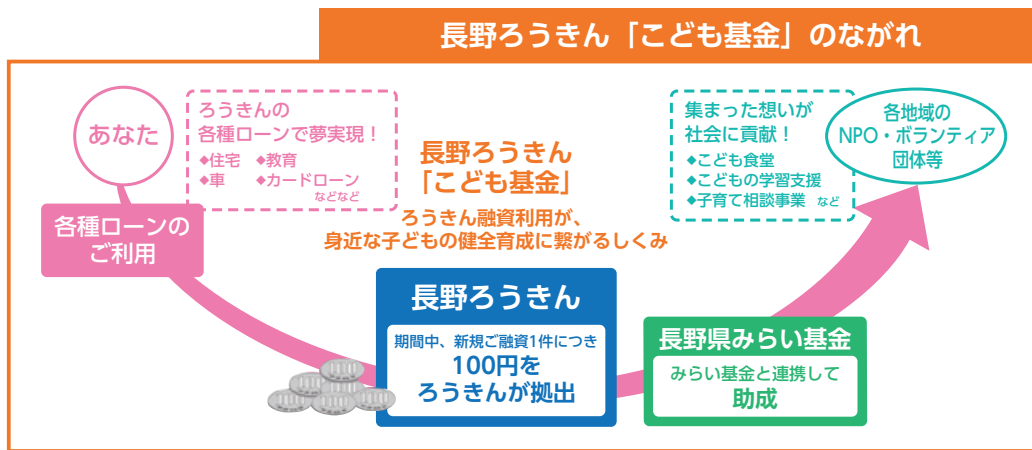


当金庫では、2011年より実施している「ピンクリボン運動」の支援に加え、2016年度より長野県みらい基金と連携した2つの取組み（長野ろうきん「こども基金」・長野ろうきんNPO自動寄付システム）を行っています。

1 長野ろうきん「こども基金」

～ろうきんの融資を利用することで、地域のこどもの支援につながります～

ろうきんの各種ローンをご利用いただくことで、対象年度中の新規ご融資取引1件につき100円をろうきんが拠出し、その総額を「長野県みらい基金」を通じて支援団体へ寄付いたします。



2 長野ろうきんNPO自動寄付システム

～寄付者と地域社会をつなぐシステムです～

長野ろうきん普通預金口座から、一定期間ごとにNPO等への寄付金を手数料無料で自動振替する制度です。集まった寄付金は「長野県みらい基金」が管理し、あなたが応援したい寄付先もしくは、選考会で決定した個別のNPO等へ寄付配分されます。

福祉金融機関である〈ろうきん〉が、はたらく人とNPO・市民活動団体を結ぶ新しい支援のカタチとして、「マンスリーサポート寄付制度」で、身近な地域・社会活動につなげていきます。

※2021年度末現在75件のご契約をいただいております。



長野県みらい基金とは

「長野県」の「みらい」を創るために、新しい寄付の形でNPO等公共的活動団体を強くし、社会で役に立つ組織にするための法人です。

3 わたしのミカタ ろうきんchou-chouハートフルプロジェクト

ピンクリボン運動を支援する取組みです。

長野ろうきんでは、長野県で暮らす女性がいつまでも健康でいられるように、“わたしの積立ろうきん chou-chou”による年間お積立合計額の0.05%と“ろうきん chou-chouローン”の年度末時点での利用残高の0.05%を長野ろうきんが拠出し、公益財団法人日本対がん協会「ほほえみ基金」に寄付いたします。



取組み	2021年度寄付額	寄付総額（累計）
長野ろうきん「こども基金」	626,800円	4,236,360円
長野ろうきんNPO自動寄付システム	275,800円	1,615,100円
ろうきんchou-chouハートフルプロジェクト	742,910円	12,521,856円

2. NPOボランティア団体への支援活動



当金庫では、「長野県みらい基金」を通じ、地域で様々な活動に取り組まれているNPOやボランティア団体等の支援を行っています。2021年度は9団体に1,600,000円を助成いたしました。これまでの寄付総額は52,492,119円となっています。

なお、この助成金には、当金庫が拠出しました寄付金等に加え、景品ポイント制度における「社会貢献ポイント」としてお客様からお寄せいただいたポイント数を金額換算したものが含まれています。

団体名	団体所在地	事業名称	おもな支出内容	決定金額
信州子どもホスピスプロジェクト	松本市	信州子どもホスピス春のチャリティーコンサート	広告宣伝費、機器レンタル料、人件費	200,000
一般社団法人 医ケアの輪	長野市	医療的ケア学び直し勉強会	講師費、ホームページバナー代、チラシ代	166,500
特定非営利活動法人 ながの健康教育研究所	長野市	障がい児運動能力検査	会場費、旅費交通費、講師謝礼金	200,000
認定特定非営利活動法人 長野サマライズ・センター	塩尻市	初中等教育現場の支援拡大事業(支援学校の増加に対応できる機材確保)	人件費、機材購入費	200,000
特定非営利活動法人 ITサポート銀のかささぎ	長野市	児童養護施設の子どもたちへのプログラミング学習	プログラミング教材購入費、ボランティア謝礼金	200,000
特定非営利活動法人 みんなの居場所未来スペース	埴科郡坂城町	災害時医療的ケア児受け入れ体制整備事業	ポータブル電源、ソーラーパネル	200,000
学習支援センター 実帰舎(じっししゃ)	塩尻市	“笹地蔵プロジェクト”パソコン編(貧困母子家庭へのパソコン支援)	中古PC・PC部品購入費	200,000
一般社団法人 笑顔の花	安曇野市	小児看護師の人材育成とサポーター	人件費、広告・印刷費	116,750
特定非営利活動法人 もりの学校	飯田市	算数学習ページとプログラムページの作成(クラブ活動を通じて)	材料費、ページ作成費	116,750
合計				1,600,000円

信州子どもホスピスプロジェクト

小児がんをはじめとして生命を脅かす病気と闘っているこどもは国内で年間2万人いると言われていています。自らの事を犠牲にして看病している親は心身共に疲弊し、社会と関わる時間が極端に減るために地域社会の中で孤立しやすくなります。また、コロナ禍の中で入院中のこどもと家族が共に過ごすことが難しくなり、こども達は寂しい思いをしています。家庭の事情や住宅事情により自宅で我が子の看病をすることが難しい方々もいます。

そこで、「信州子どもホスピスプロジェクト」では、生命を脅かす病気と闘っているこども達や長期にわたる病気や障がいにより医療的ケアが必要なこども達とその家族が、病院や介護施設の外に出て、家族と一緒に充実した時間を過ごすことができる施設の必要性を感じ、「信州子どもホスピス」設立を目指しています。

「こどもホスピス」は認知度が低いため、まずは多くの方々に必要性や意味を知って貰うことが大切だと考え、「2021年度 ろうきん安心社会づくり助成金」を活用させていただき、チャリティーコンサートを開催いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響でオンライン開催にはなりましたが、チャリティーコンサートを通じて、こどもホスピスをより分かりやすく、また身近に感じていただくことができ、今後の活動の広がりが大いに期待できる取組みとなりました。(代表 白鳥 信博)



3. 各営業店における地域に根ざした地域・社会活動



各営業店では、地域の皆さま方との交流を大切に、運営委員会の企画・運営による地域に根ざした活動を広げています。コロナ禍により、予定されていた活動がやむなく中止となるなど、以前のような取組みが難しい状況にありましたが、各営業店において、可能な範囲において、工夫をこらした取組み、物品寄贈、寄付等を行いました。※運営委員会は、各営業店単位で会員から選出された運営委員長と運営委員により構成され、各営業店における推進活動の中心的役割を担っています。

2021年度活動内容（一部抜粋）

支店	実施事項	開催日	具体的な活動内容
		(開催期間)	
本店営業部	NPOホットライン信州への食品・日用品等の物資寄贈	10月5日	青年女性委員会活動として、2021年7月1日から7月30日まで募集活動を行い、2,209点の食品・日用品等をNPOホットライン信州へ寄付。
	小川村保育園への寄贈	12月23日	地域活動活性化資金を活用し、小川村保育園へ遊具（83,946円）を寄贈。
大町支店	児童図書寄贈	12月14日	親子アニメ祭りの代替取組みとして、大町支店管内5市町村12小学校に対し、各校希望の児童図書（それぞれ1万円相当、合計120,934円分）を寄贈。
上田支店	地域団体への寄贈	10月22日	地域のサッカーチームへの物品（タオル等）の寄贈。
伊那支店	上伊那地区労福協共催／高校生金融セミナー「お金の授業」	1月7日	上伊那地区労福協と共催し、箕輪進修高校の3年生を対象に金融詐欺をテーマとした授業を実施。
	地域施設への寄贈	3月10日	伊那市「小嶋園」・南箕輪村「たけのご園」・箕輪町「若草園」へ物品を寄贈。
飯田支店	地域施設への寄贈	12月	飯田市、喬木村、阿智村の児童クラブへ希望の玩具等を寄贈。
諏訪湖支店	諏訪湖支店管内の高校2年生へ大学ノート寄贈	3月	オリジナルステッカー（悪徳商法への注意を促す内容）を貼付した大学ノートを寄贈。（対象1,267名）
須坂支店	地域の子どもたちへの寄贈	3月16日	須高地区の児童センター等へ児童用玩具や本を寄贈。
佐久支店	地域施設への寄贈	11月29日	学習支援、食事提供等こどもの居場所づくりの支援組織である「佐久地域子ども応援プラットフォーム」を通じ、佐久支店管内のこどもカフェ2施設（こどもCafeそら音、こどもカフェ・tokotoko）へ物品を寄贈。
丸子支店	フードバンクの取組み	6月～7月 11月～12月	運営委員会の地域・社会活動としてフードバンクの取組を行い、上田市社会福祉協議会へ寄贈。
	東御市、長和町の小学校へ図書の寄贈	1月14日	東御市・長和町の7つの小学校へ希望図書を寄贈。
	長野県ハーネスの会へ寄付	2月24日	運営委員会の地域・社会活動として、盲導犬育成支援団体「ハーネスの会」へ寄付。
福島支店	長野県立木曽病院への寄贈	1月26日	長野県立木曽病院へ介護老人保健施設・介護保険施設入所者用の物品を寄贈。
	長野県立木曽病院への贈呈	1月26日	青年女性委員会『ONTAKE倶楽部』の活動として、長野県立木曽病院への感謝のメッセージボード（125の感謝のメッセージカードを集めて作成）を贈呈。
長野東支店	マナーセミナー	9月5日 9月11日 9月18日	運営委員自主活動としてマナーセミナーを実施。オンラインで3日間実施。
	地域施設への寄贈	2月17日	長野市保健所へ物品を寄贈。
松本支店	地域団体への寄贈	11月4日～ 11月20日	長野県松本盲学校、長野県松本ろう学校、松本市サッカースポーツ少年団加盟チーム、松本市少年軟式野球連盟加盟チームに物品を寄贈
小諸支店	子育て支援団体への物品寄贈	10月27日 (贈呈)	佐久地域の子育て支援を行う団体から構築される「佐久地域子ども応援プラットフォーム」へ物品を寄贈。
	相生町（地域）に向けたろうきんアピールポスターの掲示	11月上旬～	コロナ収束に思いを馳せながら、再び地域の皆様と触れ合える、地域に根差したろうきん活動を願って小諸の四季を彩った店舗壁面ポスターを掲示。
駒ヶ根支店	古本募金取組み	12月1日～ 1月31日	古本募金取組みを実施。買取金額を長野県みらい基金「コロナに負けない信州応援基金」へ寄付。
	宮田村教育委員会への寄贈	3月2日	宮田村内の3園に遊具を寄贈。
中野支店	地域施設への寄贈	1月24日	中野市内こども食堂7か所へ食料品等を寄贈。
更埴支店	古本募金	8月27日	運営委員自主活動として、古本募金を行い、古本業者を通じて「コロナに負けない信州応援基金」へ寄付。
	ピンクリボン運動	9月27日～ 11月12日	ピンクリボン運動を支援する活動を地域と連携して実施。（杭瀬下区の街路灯に啓発フラッグ取付け、啓発メッセージ動画の作成、信州プレイブウォリアーズ試合会場での検診呼び掛け等）
	信州プレイブウォリアーズの試合運営ボランティア活動	10月7日	地域のプロバスケットボールチーム「信州プレイブウォリアーズ」の試合運営ボランティア活動を実施。

支店	実施事項	開催日	具体的な活動内容
		(開催期間)	
茅野支店	地域施設への寄贈	11月15日	原村診療所へアルコール消毒液33ℓを寄贈。
	フードドライブ	12月15日	フードドライブを行い、茅野市・富士見町・原村の社会福祉協議会に対して寄付。
塩尻支店	自治体などへの寄贈	12月20日	朝日村の小学校、塩尻市教育委員会へバスケットボールを寄贈。
あづみ野支店	アルプス花街道への参加	5月～9月	市役所が主催となっている幹線道路沿いの植栽活動へ参加。指定場所で花の植栽・草取りなどを実施。
	安曇野市社会福祉協議会への寄贈	1月17日	安曇野市社会福祉協議会へ物品を寄贈。

(上記活動は全て2021年度内のものとなります。)

<須坂支店>須坂市4児童センターへの寄贈



<長野東支店>長野市保健所への寄贈



<丸子支店>長野県ハーネスの会への寄付



<小諸支店>地域に向けた壁面ポスター



<福島支店>長野県立木曽病院への寄贈



<松本支店>長野県松本ろう学校への寄贈



<伊那支店>こども発達支援事業所若草園への寄贈



<茅野支店>原村診療所への寄贈



4. 自然災害に係る取組み



当金庫では自然災害（地震・台風・大雨・大雪等）により被害を受けられた方への支援の取組みとして、以下の取組みを行っております。

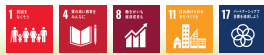
1 融資関連取引の特別措置

被災された方々の早期生活安定と災害復旧をはかるため、被災された方またはその親族の方を対象とした「災害救援ローン」のお取扱いをしています。詳細は店頭までお問い合わせください。

2 振込手数料免除措置の実施

当金庫が指定する災害義援金口座への送金にかかる振込手数料の無料化を実施しています。

5. 各地方自治体との連携活動



各地方自治体と連携し、「市町村協調融資制度」を実施しています。

詳細は店頭までお問い合わせください。

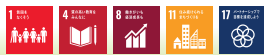
6. 障がいをお持ちの方とのお取引等について



障がいをお持ちのお客様に対する各種手数料の無料化*を実施しています。また、全店舗において車椅子使用者用の記帳台を設置しています。

*無料となる手数料の詳細は、36・37ページの手数料一覧をご覧ください。

7. 職業訓練者支援活動



優れた技能者を育成するためのサポートを目的として「技能者育成資金融資」を取扱っています。また、雇用保険を受給できない求職者の方の職業訓練受講期間中の生活支援を目的として「求職者支援資金融資」を取扱っています。

詳しくは、当金庫または、長野県内のハローワークにご相談ください。

8. 次世代特例認定マーク「プラチナくるみん」の取得について



当金庫は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備に向けた「行動計画」を策定・推進し、一定の基準を満たした企業に認定される特例認定「プラチナく



るみん」を2016年6月に取得いたしました。

今後も引き続き、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を推進するとともに、仕事と育児を両立できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

9. 健康経営優良法人認定



当金庫は、2022年3月、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2022（大規模法人部門）」の認定、及び優良な上位500法人のみに与えられる「ホワイト500」に認定されました。

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

引き続き職員が健全で健康的に働くことのできる職場環境をつくり、職員の健康保持・増進に向けた取組みを行ってまいります。



10. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」を遵守した取組み



「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動原則として環境省が主導して策定されているものです。当金庫も本原則の主旨に則り、環境金融への積極的な取組みを実施しています。

11. 「えるぼし認定」の取得



当金庫は、2021年12月、「女性活躍推進法」に基づき、女性活躍において一定の実績が認められる「えるぼし認定」を取得しました。

今後も引き続き、女性職員のキャリアアップ形成や、長時間労働削減をはじめとした働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。



サービスのご案内

ATM利用手数料 還元サービス	他金融機関ATMでのお引出しにかかる手数料の全額をキャッシュバック！ 都銀・地銀・信金・信組・JAなどMICS提携金融機関やゆうちょ銀行、さらにコンビニのATM・CD、VIEW ALTTE（ビューアルッテ）のATMを利用してお引出しされた場合の手数料は、お引出しの直後にお客様の普通預金（貯蓄預金）口座に全額キャッシュバックされます。
キャッシュサービス	ろうきんキャッシュカードがあれば、全国の（ろうきん）をはじめ、MICS提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン銀行、VIEW ALTTE（ビューアルッテ）のATM・CDで預金のお引出しができます。
自動支払いサービス	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金やクレジットカードのご利用代金、各種保険料、県営住宅家賃などを普通預金（総合口座）から自動的にお支払いしますので、集金・払込みの煩わしさがなくなります。
入金ネット提携サービス	全国のろうきん・セブン銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・イーネット・ローソン銀行のATMでは手数料がかかるとなくカードによる入金ができます。加えて、第二地銀・信用金庫・信用組合の「入金ネット」提携金融機関のATMでもカードによる入金が手数料なしでできます。
ろうきんUCカード	日本で、海外で、サインひとつでショッピングが楽しめる便利なカード。 UCマスターとUC-VISAの2種類のカードをご用意しています。
デビットカードサービス	現在お持ちの“ろうきんキャッシュカード”を「J-Debit」アクセプタンスマークのあるお店（加盟店）で、そのままお買い物や飲食代、税金のお支払いにご利用いただける他、キャッシュアウト加盟店ではキャッシュアウトがご利用いただけます。
Pay-easy（ペイジー） 口座振替受付サービス	ろうきんキャッシュカードを使用し、口座振替依頼書のご記入・お届印なしで口座振替のお申し込みが行えるサービスです。 Pay-easy（ペイジー）口座振替サービスのマークと労働金庫の表示がある収納機関の窓口等でご利用いただけます。手数料はかかりません。
ネット口座振替 受付サービス	口座振替のお申込みが、口座振替依頼書のご記入、お届印なしで、インターネットから行える便利なサービスです。
年金自動受取り	厚生年金・国民年金をはじめ、各種共済年金などもお客様の口座に自動的に振込まれますので、早く確実にお受取りいただけます。
公金収納サービス	県民税・市町村民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税等の長野県や市町村の公金納付を取扱っています。
定額自動送金サービス	定例的に一定額を普通預金口座から引き落とし、あらかじめ指定された口座（全国のろうきん本支店・他金融機関）に送金します。
投信定時定額買付サービス	一度お手続きいただければ、投資信託を定期的に自動的にご購入いただけるサービスです。
インターネットバンキング 投資信託	インターネットを通じて、投資信託のご契約等をいただけるサービスです。
ろうきんアプリ	お持ちのスマートフォンで普通預金残高、入出金明細の確認や税金の払込ができ、自宅にいながら金融サービスをご利用いただくことができるアプリケーションです。また、当金庫ホームページ及びダイレクトバンキングへ簡単にアクセスできます。
スマホ決済サービス	スマートフォンなどで買い物やサービスの利用ができるお支払い方法です。スマートフォンのアプリでQRコード等を読み取る（読み取ってもらう）ことで決済することができます。現在ろうきんでは、複数のスマホ決済サービスと連携しており、新規口座登録及びチャージ機能が利用いただけます。

ろうきんアプリ

いつでもどこでもスマホでチェック
インストールしてすぐ使える!

残高や入出金明細の確認

税金・公共料金の払込 住所変更 など

アプリのダウンロードはこちら

App Store からダウンロード
iPhone : App Store

Google Play で手に入れよう
Android : Google Play

※Appleのロゴ、iPhoneは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
※App Storeは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.のサービスマークです。
※iPhoneの商標は、アイホン株式会社ライセンスにもとづき使用されています。
※iOSは米国その他の国々におけるCiscoの商標または登録商標であり、ライセンス許諾を受けて使用されています。
※Android、Google PlayおよびGoogle PlayロゴはGoogle LLCの商標です。

ろうきんダイレクト 〈インターネットバンキング〉

来店不要で、24時間いつでも
各種お手続きが可能!
アプリにプラスでフル活用!

残高や入出金明細の確認

お取引履歴の確認・口座間のお金の移動
〈ろうきん口座間なら振込手数料が無料!〉

お振込〈手数料が窓口やATMよりおトク!〉

税金・公共料金の払込

ローンの繰上返済
(元金均等返済を除く)

投資信託の購入・解約 など

できること
イロイロ!

預金商品

■ 毎日の暮らしをサポートする便利な預金

預金の種類	期間	しくみ・特徴
総合口座	—	「貯める・受取る・支払う・送金する・借りる」の機能をセットした便利な口座。
流動性預金	普通預金	給与振込・年金等の受取り口座や公共料金・クレジット等の自動支払いなど日常生活にご利用いただける預金。 ●普通預金には、通帳不発行口座の普通預金もございます。通帳を発行せずキャッシュカードでのお取引となります。お取引内容は、利用手数料無料のろうきんダイレクト（インターネット・テレフォンバンキング）もしくはろうきんアプリにてご確認くださいませ。
	普通預金無利息型	預金保険制度により全額保護される普通預金。お利息はつきません。通帳不発行口座もご利用いただけます。
	貯蓄預金	お預け入れ残高に応じて、段階的に金利を設定する預金。

■ まとまった資金を安全な資産で運用

預金の種類	期間	しくみ・特徴
スーパー定期預金	1か月以上10年以内	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金。
自由金利型定期預金（大口定期預金）		1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金。
ワイド定期預金（期日指定定期預金）	最長3年	300万円未満の資金で、最長預入期間（3年）を定めて預け入れ、1年経過後の任意の日を1か月前までの指定により満期日とすることができる定期預金。
変動金利定期預金	1年・2年・3年	6か月ごとに金利が変動する定期預金。
年金指定定期預金	1年	年金受取口座をろうきんにご指定された方がご利用いただける定期預金。（お預け入れは300万円までです。）
退職金専用定期預金	1年・3年・5年	退職金支給日から18か月以内に100万円以上の退職金を当金庫へお預けいただける方にご利用いただける定期預金。
退職者専用エース預金 マスターライフ100	3年以上10年以内	退職金支給日から18か月以内に100万円以上の退職金等を当金庫へお預入れいただける方にご利用いただける定期預金。据え置き期間経過後、選択いただいた受取サイクル・回数で分割して受け取りいただけます。
相続定期預金	1年	当金庫所定の相続手続きにより、相続による預金払戻が発生してから1年以内に相続金をお預けいただける方がご利用いただける定期預金。
虹の定期預金	1年以上	ろうきんの財形預金を退職時に解約した金額の範囲内でお預け入れいただける定期預金。
資産運用セットプラン	6か月・1年	投資信託購入相当額を上限として、定期預金と投資信託の同時お申込みの際にご利用いただける定期預金。（同時申込合計額20万円以上で、かつ定期預金申込額が総額の50%以下の金額の場合に限ります。）
教育・子育て世代応援定期預金	3年・5年	ろうきん住宅ローンのご利用者（連帯債務者を含む）とその配偶者で、新生児から大学院までのお子様がいいらっしゃる方がご利用いただける定期預金。（10万円以上のお預け入れが対象となります。）

■ 目標や夢にあわせて自由に、計画的に

預金の種類	期間	しくみ・特徴
財形貯蓄	一般財形	積み立てを継続しながら、1年を経過すればお引出しが可能になる多目的な資金づくりに適した積立預金。
	財形住宅	住宅の新築・購入・増改築などのマイホームのご計画にあわせた住宅資金づくりに最適な積立預金。
	財形年金	満60歳以降に年金タイプでお受取りいただく、将来に備えた私的年金資金づくりに最適な積立預金。
積立型	エース預金	「エンドレス型」「確定日型」「年金型」の3タイプがあり、ライフプランにあわせて自由に積み立ていただける預金。（「エンドレス型」は積立期間の定めはありません。）
	わたしの積立 ろうきんchou-chou シリーズ	仕事に、家事に、育児に、毎日がんばって「はたらく」女性を応援するための女性専用積立預金。目的別に「フトゥール、こども積立、プリュス」の3タイプからお選びいただけます。（こども積立は16歳以下のお子様の保護者の方であれば男性のお客様にもご利用いただけます。）

■ その他の預金

預金の種類	期間	しくみ・特徴
当座預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	代金決済に便利な小切手利用のための預金。
通知預金	7日以上	まとまった資金の短い期間の運用に適した預金。 (預入後7日間の据置が必要です。お引出しの場合は、お引出し日の2日前までにご連絡ください。)
譲渡性預金	1日以上10年以内	5,000万円以上で債権譲渡可能な定期預金。 (預金保険制度の対象外です。)

資産運用商品

*以下の商品はリスクが伴いますので、お申込みにあたっては契約締結前交付書面や目論見書をご覧ください商品内容を十分にご理解の上、ご利用ください。

商品名	期間	申込単位	特徴・留意点
国債 個人向け国債	10年	1万円	国が発行する個人のお客様を対象とした債券です。 ※ 長期利付国債・中期利付国債につきましては、新規お取扱いを終了いたしました。
	5年		
	3年		
投資信託			お客様のさまざまな資金運用ニーズにお応えするため、各種の投資信託商品をお取扱いしています。値動きのある有価証券を中心に投資するため、高い収益が期待できる反面、価格変動や為替市場の変動などによって投資元本を割り込むことがあります。
個人型確定拠出年金 (iDeCo)			個人型確定拠出年金 (iDeCo) とは、公的年金に上乗せする私的年金のひとつです。加入者自らが掛金を拠出して、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。

※当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務を行っておりません。

ろうきん chou-chou

ろうきんは“はたらく”女性
一人ひとりの人生と向き合います。

“はたらく”とは、仕事をして給料を得ることだけではなく、

自分のため、誰かのために、
それぞれの立場で頑張っている
ことを“はたらく”ことであると、
わたしたちは考えています。

ろうきんは、はたらく女性のミカタで
あり続けます。



融資商品等のご案内

2022年7月1日現在

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴	
カードローン	マイプラン	自由 ※事業性資金、投機的資金を除きます。	500万円		ご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただけます。
	マイプラン Web完結型	自由 ※事業性資金、投機的資金を除きます。	100万円		お客さまが融資の申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。
	教育ローン（カード型）	教育関係費用全般	2,000万円	20年以内 (貸越利用期間を含む)	在学期間中はご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただき、卒業後は証書貸付に切り替えて、元金をご返済いただけます。
	ろうきん chou-chou カード	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金は除きます。	50万円		女性専用商品。 ご利用限度額（極度額）の範囲で繰り返しご利用いただけます。
カーローン「車天狗」	車に関する費用	1,000万円	10年以内	車・バイクの修理、免許取得費用等にもご利用いただけます。	
教育ローン（証書貸付型）	教育関係費用全般	2,000万円	20年以内	固定金利型は6年6か月を限度に元金据置方式（利息のみ返済）がご利用いただけます。	
無担保住宅ローン	新築、増改築及び土地購入等住宅資金	2,000万円	25年以内	住まいに関する費用全般にご利用いただけます。	
多目的ローン	物品購入資金、旅行資金、医療費、結婚資金など	500万円	10年以内	ライフプランに合わせ、さまざまな目的にご利用いただけます。	
Web契約 無担保ローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～1,000万円 (お使いみちにより異なります)	25年 (お使いみちにより異なります)	お客さまが融資申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。	
教育・子育て世代応援ローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～2,000万円 (お使いみちにより異なります)	25年以内 (お使いみちにより異なります)	ろうきん住宅ローンのご利用者で、新生児から大学院までのお子様がいいらっしゃる方がご利用いただけます。	
Web契約 教育・子育て世代応援ローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～1,000万円 (お使いみちにより異なります)	25年以内 (お使いみちにより異なります)	お客さまが融資申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。ご利用対象者は通常の教育・子育て世代応援ローンと同様です。	
フリーローン	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金を除きます。	500万円	10年以内	お申込み簡単で、手続きスピーディー。	
ろうきん chou-chou YELL	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金、生活費、クレジットカードの借換は除きます。	200万円	10年以内	ひとり親世帯の方がご利用いただけます。	
ろうきん コープローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～2,000万円 (お使いみちにより異なります)	25年以内 (お使いみちにより異なります)	「長野ろうきん」に事業体として出資し、会員加入いただいている生活協同組合の組合員の方及びその方と同一生計のご家族の方がご利用いただけます。 ※対象とする生活協同組合については、お近くの店舗へお問い合わせください。	
Web契約 ろうきん コープローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～1,000万円 (お使いみちにより異なります)	25年以内 (お使いみちにより異なります)	お客さまが融資申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。ご利用対象者は通常のコープローンと同様です。	
福祉ローン	教育資金や車の購入など目的に応じた資金、介護機器の購入など介護に必要な資金、介護・育児休業中における生活費、災害復旧に要する資金	500万円	10年以内	育児期間中の勤労者の方、ひとり親世帯の方、身障者手帳を保持している方、身体障がい者の方と生計を一にするご家族、介護を必要とする方と同居しているご家族、介護・育児休業中または取得する方がご利用いただけます。	
災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、災害復旧に要するその他生活資金及び当座の生活資金	2,000万円 (お使いみちにより異なります)	10年以内 (被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費については25年以内)	地震や台風などの自然災害に罹災された際の復興資金等としてご利用いただけます。	
無担保借換えローン「おまとめ君」	他金融機関から複数ローンの一本化・借換え	500万円～1,000万円	10年以内	会員労働組合にご加入の組合員の方の限定商品です。 ※一部商品については会員労働組合にご加入の組合員以外の方も利用可能となっています。	

ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴	
無担保ローン	継続支援融資制度「アシスト」	100万円～200万円 (お使いみちにより異なります)	10年以内 (お使いみちにより異なります)	当金庫の多重債務支援スキームに則した負債整理を実施した場合、目的が明確な生活資金・住宅資金について融資を可能とする制度です。 会員労働組合にご加入の組合員の方の限定商品です。	
	技能者育成資金融資	職業能力開発総合大学校及び公共職業能力開発施設等における授業料等	据置期間 + 10年以内 <small>*据置期間 = 訓練期間終了の属する月 + 1か月</small>	優れた技能者を育成するためのサポートとして、優秀な成績を修め、かつ経済的な理由により職業能力開発総合大学校及び公共職業能力開発施設等（以下、能開施設）の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、能開施設の長から推薦のあった者に対して、融資を可能とする制度です。	
	求職者支援資金融資	職業訓練受講中の生活資金	配偶者、子又は父母等を有する者 120万円～240万円 それ以外（単身者等） 60万円～120万円 (訓練期間により異なります)	10年以内 (融資額50万円未済は5年以内)	職業訓練受講中の生活維持をはかることを目的とした融資制度です。
有担保ローン	住宅ローン 	新築・増改築・土地購入・借換えなど	1億円	40年以内	固定金利選択型、全期間固定金利型、全期間変動金利型がございます。 ※随時返済手数料無料 ※団体信用生命保険(借入額全額)付
	住宅ローン  「ふわっと500」	上記のお使いみちに加え、他金融機関でご利用中の無担保ローン借換や家電・家具等の家財購入費（最高500万円） ※当金庫でご利用中の目的型無担保ローンの借換も対象になります。(カードローン（教育ローンカード型でカード利用中を含む）、フリーローン、負債整理資金を除く)			
	金利上限付変動金利型住宅ローン「キャップローンミラクル6」	新築・増改築・土地購入・借換えなど	20年以内	上限金利付の安心感はそのままに、6タイプのキャップローンからご利用いただけます。	
	フラット35	新築、中古住宅購入、借換え	100万円～8,000万円	15年以上35年以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用した長期固定金利型の住宅ローン。
	災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、災害復旧に要するその他生活資金及び当座の生活資金	5,000万円	40年以内	自然災害に罹災された際の復興資金等としてご利用いただけます。
	NPOサポートローン	NPO活動における運転資金・設備資金・つなぎ資金にご利用いただけます。			
公的資金	住宅金融支援機構、日本政策金融公庫教育ローン				

共済代理業務及び損保窓販業務

業務	業務の概要
共済代理業務	こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」及び「住まいる共済」の代理募集の取扱いを行っています。
損保窓販業務	損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

為替手数料

■ 振込手数料 (1件につき)

種 類	手 数 料		
	5万円未満	5万円以上	
窓口	長野労金内	電信扱い	無 料
	他労金あて	電信扱い	220円
	他行あて	電信扱い	572円
文書扱い			
ATM ろうきんカード	長野労金内		無 料
	他労金あて		
	他行あて	242円	462円
ATM ろうきんカード以外 (注)	長野労金内		無 料
	他労金あて		
	他行あて	242円	462円
テレホンバンキング サービス	長野労金内		無 料
	他労金あて		
	他行あて	242円	462円
インターネット モバイルバンキング	長野労金内		無 料
	他労金あて		
	他行あて	132円	352円
団体向けIB インターネットFB	長野労金内		無 料
	他労金あて		
	他行あて	132円	352円

(注) 長野労金のATMで労金カード以外による振込の場合、上記の該当する振込手数料に加えて、次の自動機利用手数料が必要になります。
平日8時45分～18時00分までは110円
平日8時45分～18時00分以外の時間帯および土曜・日曜・祝祭日・年末休日は220円

■ その他為替手数料 (1件につき)

種 類	手 数 料		
	ろうきん内	他行あて	
送金手数料	440円	660円	
代金取立手数料	440円	普通扱い	660円
		至急扱い	880円
その他	振込・送金の組戻料	660円	
	取立手形組戻料	660円	
	取立手形店頭呈示料	660円	
	不渡手形返却料	660円	

※上記の手数料金額は1件または1通あたりとなります。
※取立手形店頭呈示料は660円を超える場合には実費を申し受けます。
※支払場所となる店舗において直接口座に入金される小切手の代金取立手数料は無料となります。

発行手数料

■ 発行手数料

種 類	手 数 料	
キャッシュカード	無 料	
ICカード	1枚につき	1,100円
各種証明書	1通につき	660円 ^(※)
出資金残高証明書	1枚につき	660円

※ICカードのシングルストライプのローンカードは無料となります。
※自動発行は440円、自動発行以外は660円となります。

■ 紛失再発行手数料

種 類	手 数 料	
通帳・証書	1冊(枚)につき	1,100円
キャッシュカード	1枚につき	1,100円
	ICカード	1枚につき
ろうきんダイレクト 契約者カード	1枚につき	440円
出資証券	1枚につき	550円

※契約の証の再発行手数料は無料となります。
※キャッシュカードは教育ローン専用カード、chou-chouカード、マイプラン、ミニット、生き活きカードを含みます。

■ 自動送金サービス (1件につき)

種 類	手 数 料
振替送金(長野労金内、他労金あて)	55円
為替送金(他行あて)	55円+振込手数料 ^(※)

※振込手数料については、他行あて5万円未満のお振込は242円、5万円以上は462円となります。

窓口両替手数料

■ 窓口両替手数料 (1回につき)

紙幣・硬貨の枚数 (持込または払出しいずれが多い方)	手 数 料
1～49枚	無 料
50～300枚	220円
301～500枚	330円
501～1,000枚	440円
1,001枚以上	660円+1,000枚ごとに330円

※お手続きの内容に応じ、手数料が無料となる場合があります。
※記念硬貨及び汚損紙幣・硬貨の両替・交換並びに同一金種への交換は原則として無料です。
※その他、詳細につきましては窓口にお問い合わせ下さい。

窓口硬貨取扱手数料

■ 窓口硬貨取扱手数料 (1回につき)

枚 数	手 数 料
1～49枚	無 料
50～300枚	220円
301～500枚	330円
501～1,000枚	440円
1,001枚以上	660円+1,000枚ごとに330円

※硬貨の入出金及び振込資金に硬貨を含む場合に対象となります。
※その他、詳細につきましては窓口にお問い合わせください。

普通預金(通帳不発行型)手数料

■ 切替手数料

切 替	手 数 料
無通帳型 → 有通帳型	1,100円
有通帳型 → 通帳不発行型	無 料

※有通帳型に切替えた場合、切替以前のお取引については通帳への記帳がされませんのでご注意ください。

カード利用手数料

■ カード利用手数料（当金庫のATMをご利用した場合の1件につき）

	利用日・時間 ^(※1)	ろうきんカード	ゆうちょ銀行カード	提携金融機関カード(MICS)	入金ネット加盟金融機関カード
		支払・入金	支払・入金	支払	入金
平日	8:45~18:00	無料	110円	110円	110円
	8:00~ 8:45 18:00~21:00		220円	220円	220円
土曜日	9:00~14:00		110円	220円	220円
	14:00~19:00		220円		
日曜・祝日	9:00~19:00		220円	220円	220円

※1 CD/ATMは、店舗により稼働時間が異なります。

※2 関係法令に従い一部のお客様につきましては上記手数料が減額となる場合があります。

■ セブン銀行ATM利用手数料（ろうきんカードご利用時）

		7:00~19:00	19:00~7:00
預金のお引出し カードローン のお借入れ	平日	無料	110円
	土曜日		
	日曜・祝日		
預金のお預入れ カードローン返済 残高のご照会	平日	無料	
	土曜日		
	日曜・祝日		

※19:00~7:00まではお引出し手数料が必要になりますが、即時、お客様の普通預金（貯蓄預金）口座に全額キャッシュバックいたします。（セブン銀行ATMは、一部設置されていない地域・店舗があります。）

■ イオン銀行ATM利用（入金・支払）手数料（ろうきんカードご利用時）

曜日	時刻 ^(※)	手数料
月曜日	8:00~23:00	無料
火~金曜日	1:00~23:00	
土曜日	8:00~21:00	
日曜日		
祝日		
12月31日~1月3日 5月3日~5月5日		

※ATMの稼働時間は、設置場所によりお取扱いが異なる場合があります。

■ イーネット及びローソン銀行及びVIEW ALTTE（ろうきんカードご利用時）

	イーネット及びローソン銀行	VIEW ALTTE（ビューアルッテ）	手数料
預金等のお引出し	0:00~24:00 ^(※1)	始発~終電 ^(※2)	無料
預金等のお預入れ	0:00~24:00 ^(※1)	お取扱いできません	
残高のご照会	0:00~24:00 ^(※1)	始発~終電 ^(※2)	

※1 店舗によりATMを設置していない場合や稼働時間等お取扱いが異なる場合があります。

※2 VIEW ALTTEにつきましてはカードローン（貸越）のお取扱いができません。

その他の手数料

■ 預金

種類	手数料	
小切手帳発行手数料（1冊50枚綴り）	550円	
自己宛小切手発行手数料（1枚につき）	550円	
手形帳発行手数料（1冊50枚綴り）	約束手形	550円
	為替手形	550円
マル専手形用紙代金（1冊）	550円	

■ 融資

種類	手数料	
選択宣言 全額償還手数料（変動金利除く）	33,000円	
NPOローン有担保 全額償還手数料	33,000円	
不動産担保ローン 取扱手数料	会員労働組合にご加入の方	11,000円
	会員労働組合に未加入の方	22,000円
住宅ローン約定変更手数料 （長プラ連動型から労プラ連動型への変更）	5,500円	
住宅取得資金年末残高証明書再発行手数料	660円	

■ 個人情報開示請求手数料

開示項目		手数料	
基本手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・会員組合（会員団体名）	依頼書1通につき	1,100円
	預金残高・借入残高	1口座1基準日毎	550円
加算手数料	取引履歴	1口座1か月 ^(※) 毎	550円
	その他	1項目毎	1,100円

※期間は暦月ベースで計算いたします。

36、37ページの手数料について

☆ 障がいをお持ちのお客様については、黄色網掛部分以外の個人取引の手数料が無料となります。くわしくは、店頭窓口にお問い合わせください。

☆ 上記の各種手数料には消費税（消費税率7.8%および地方消費税率2.2%の合計消費税率10%）を含んでいます。

☆ 各種手数料および上記に記載のない事務取扱手数料等につきましては、店頭窓口までお問い合わせください。

長野県労働金庫の概要 ATMのご案内

ATM利用手数料還元サービス

ATM利用手数料還元サービスにより、他金融機関ATMでのお引出しにおける手数料の全額をキャッシュバックいたします。「お引出し」はお近くのATMをご利用ください。



『お引出し』はお近くのコンビニATMで

- 長野ろうきんのカードなら、全国のろうきんはもちろん、銀行・信用金庫・JAバンクなどMICS加盟の提携金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニATM(セブン銀行・イーネット・ローソン銀行等)、イオン銀行、JR東日本の駅構内にあるビューカードATMがご利用いただけ、しかもお引出し手数料は即時、**全額をキャッシュバック**。つまり、お引出し手数料は実質**無料**です。(一旦、手数料をお預かりしますが、直後に全額ご返金いたします。)
- ※ 長野ろうきんのキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)・ローンカードがキャッシュバックサービスの対象となります。
- ※ ATMの設置場所及び利用時間については、各金融機関のホームページ等でご確認ください。
- ※ 毎月第1・第3月曜日の2:00から6:00、またハッピーマンデー前日の21:00から翌朝6:00は、定期システムメンテナンスのため、セブン銀行をはじめ、すべてのATMでろうきんのカードがご利用いただけません。
- ※ サービスの詳細は、店頭・ホームページでご確認ください。

店舗外ATMのご案内 (2022年7月1日現在)

※各営業店のATM設置場所については、39ページの各店舗の所在地をご覧ください。

土 土曜日でもご利用いただけます。
日曜祝日 日曜日・祝日もご利用いただけます。

長野県庁ATM



土 日曜祝日
長野市大字南長野字幅下692-2

飯山本町ATM



土
飯山市大字飯山1194-1

諏訪市役所ATM



土 日曜祝日
諏訪市高島1-22-30

お取引内容・サービスのご案内

主なお取引内容	主なサービス内容
<ul style="list-style-type: none"> ● お預け入れ ● お引き出し ● お振込み ● 残高照会 ● 定期お預け入れ、ご解約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 通帳記帳 ● 通帳繰越 ● 暗証番号変更 ● 支払限度額減額変更

※お振込みは当日振込時間(平日8:00~15:00)外は翌営業日の振込予約となります。
※通帳繰越は普通預金のみのお取扱いとなります。
※支払限度額変更は、引下げのみ可能です。
※お取引・サービス内容の詳細は窓口までお問い合わせください。

ATM営業時間

	平日	土曜日	日曜日・祝日	
店舗ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
店舗外ATM	長野県庁ATM	8:45~19:00	9:00~19:00	
	飯山本町ATM	9:00~19:00	9:00~17:00	取扱なし
	諏訪市役所ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

※本店営業部のATMは平日21:00までご利用いただけます。
※次の店舗のATMは平日20:00までご利用いただけます。
南松本出張所、大町支店、上田支店、伊那支店、伊北出張所、須坂支店、諏訪湖支店、佐久支店、長野東支店、松本支店、更埴支店
※飯山本町の店舗外ATMは12/31、1/1~1/3休止となります。
※長野県庁・諏訪市役所の店舗外ATMは1/1~1/3休止。12/31は9:00~19:00までとなります。

店舗のご案内

1 本店営業部



長野市県町523
TEL (026) 237-3737

2 本店営業部稲里出張所



長野市稲里1-6-7
TEL (026) 285-7600

3 長野東支店



長野市高田598-1
TEL (026) 241-1231

4 須坂支店



須坂市馬場町1217-20
TEL (026) 245-1419

5 中野支店



中野市三好町1-4-6
TEL (0269) 26-0222

6 更埴支店



千曲市杭瀬下3-21
TEL (026) 273-2323

7 上田支店



上田市天神2-4-78
TEL (0268) 22-2218

8 丸子支店



上田市長瀬2998-1
TEL (0268) 35-1122

9 小諸支店



小諸市相生町3-1-1
TEL (0267) 22-4500

10 佐久支店



佐久市中込31123-2
TEL (0267) 62-4500

11 松本支店



松本市大手1-8-10
TEL (0263) 35-3111

12 松本支店南松本出張所



松本市双葉12-62
TEL (0263) 26-3440

13 塩尻支店



塩尻市大門六番町3-13
TEL (0263) 53-5588

14 大町支店



大町市大町3173-2
TEL (0261) 22-3113

15 あづみ野支店



安曇野市豊科4622-8
TEL (0263) 72-3222

16 福島支店



木曾郡木曾町福島5335-2
TEL (0264) 22-2355

17 諏訪湖支店



岡谷市南宮2-1-20
TEL (0266) 22-1000

18 茅野支店



茅野市塚原1-14-40
TEL (0266) 72-2000

19 伊那支店



伊那市山寺249-3
TEL (0265) 72-7266

20 伊那支店伊北出張所



上伊那郡箕輪町中箕輪7920-4
TEL (0265) 70-6880

21 駒ヶ根支店



駒ヶ根市赤穂10747-6
TEL (0265) 82-6555

22 飯田支店



飯田市中央通り3-6-5
TEL (0265) 22-4100

長野県労働金庫 本部

長野市県町523
TEL (026) 237-3700

インターネット長野支店

長野市県町523
<https://www.nagano-rokin.co.jp/>
(金庫ホームページアドレス)

※当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(代理店)はありません。

店舗及びローンセンターのご案内

2022年7月1日現在

ローンセンターのご案内

県下9か所に展開するローンセンターでは、経験豊かな専門スタッフが、住宅・土地購入資金、リフォーム、住宅ローンの借換、カーローン、教育資金、返済計画の見直しなど、あらゆるローンに関するご相談にお応えします。

■ ローンセンター長野東 ■ ローンセンター稲里 ■ ローンセンター上田 ■ ローンセンター佐久 ■ ローンセンター松本大手



長野市高田598-1
TEL (026) 263-3688



長野市稲里1-6-7
TEL (026) 285-7600



上田市天神2-4-78
TEL (0268) 29-8800



佐久市中込3123-2
TEL (0267) 62-8591



松本市大手1-8-10
TEL (0263) 34-0088

■ ローンセンター松本双葉 ■ ローンセンター諏訪湖 ■ ローンセンター伊那 ■ ローンセンター飯田



松本市双葉12-62
TEL (0263) 28-1822



岡谷市南宮2-1-20
TEL (0266) 24-8080



伊那市山寺249-3
TEL (0265) 77-0023



飯田市中央通り3-6-5
TEL (0265) 48-8188

営業のご案内

営業時間		定休日
平日	9:00～15:00	● 祝日及び振替休日（土・日曜日が祝日の場合は営業） ● 年末年始（12月31日～1月3日） ● ゴールデンウィーク（5月3日～5月5日）
土・日曜日	9:00～15:00	

※福島支店、駒ヶ根支店、伊那支店伊北出張所につきましては、11:30～12:30の間は窓口休業時間となります。なお、店舗ATMの稼働時間に変更はございません。
※土・日曜日の営業はローンセンターのみとなります。
※最新の情報は最寄りの店舗もしくは当金庫ホームページにおいてご確認ください。

店舗のご案内MAP

中信地区

- ① 松本支店（ローンセンター松本大手）
- ② 松本支店南松本出張所（ローンセンター松本双葉）
- ③ 塩尻支店
- ④ 大町支店
- ⑤ あづみ野支店
- ⑥ 福島支店

南信地区

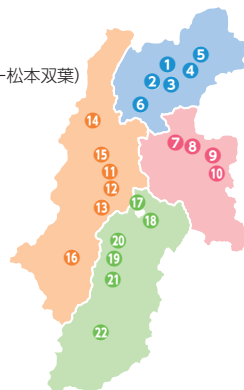
- ⑦ 諏訪湖支店（ローンセンター諏訪湖）
- ⑧ 茅野支店
- ⑨ 伊那支店（ローンセンター伊那）
- ⑩ 伊那支店伊北出張所
- ⑪ 駒ヶ根支店
- ⑫ 飯田支店（ローンセンター飯田）

北信地区

- ⑬ 本店営業部
- ⑭ 本店営業部稲里出張所（ローンセンター稲里）
- ⑮ 長野東支店（ローンセンター長野東）
- ⑯ 須坂支店
- ⑰ 中野支店
- ⑱ 更埴支店

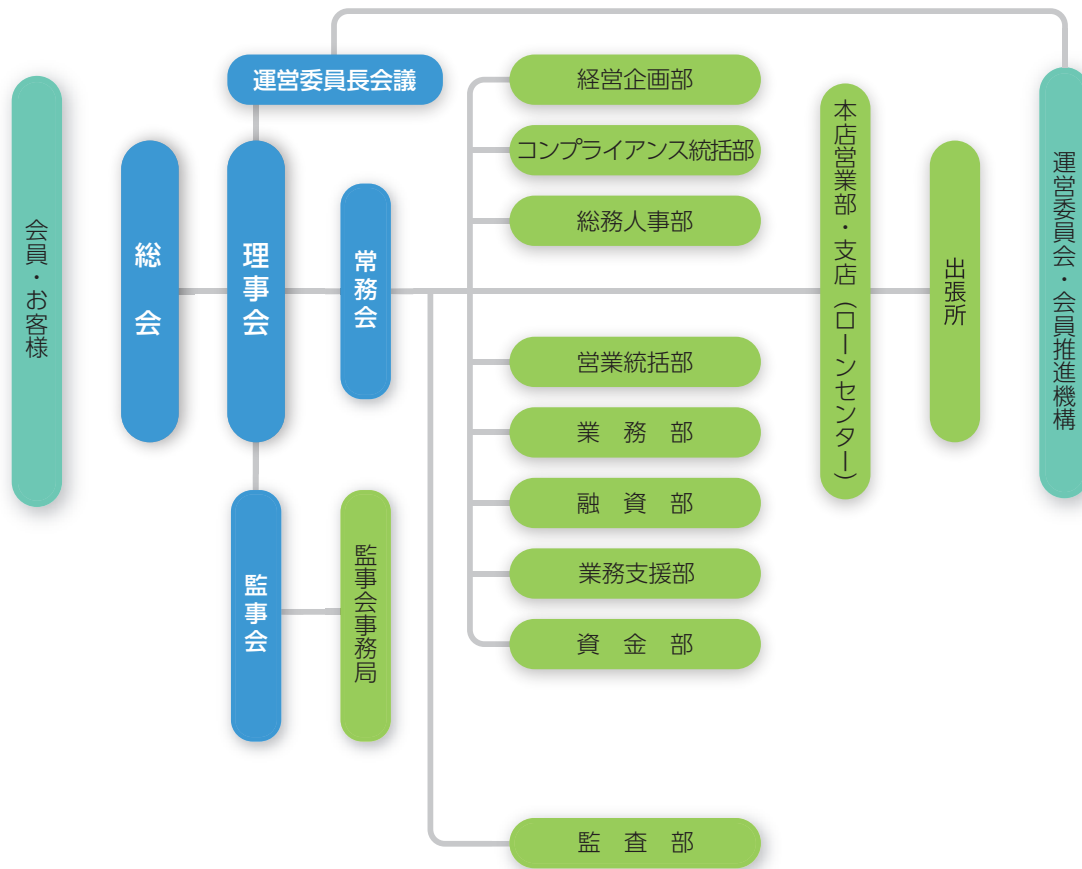
東信地区

- ⑲ 上田支店（ローンセンター上田）
- ⑳ 丸子支店
- ㉑ 小諸支店
- ㉒ 佐久支店（ローンセンター佐久）



2022年7月1日現在

組織



役員

(役職・氏名・所属団体の順に記載しております)

理事長	小池 政和	電機連合長野地方協議会	理事	西澤 忠司	自治労長野県本部
専務理事	西澤 順一	員外	理事	濱 文智	アルピコ労働組合諏訪バス支部
常務理事	宮沢 彰	員外	理事	湯本 憲正	長野県職員労働組合
常勤理事	伊藤 治彦	員外	常勤監事	相澤 裕治	員外
理事	伊藤 健太	富士電機パワーセミコンダクタ労働組合大町支部	監事	清水 洋周	小諸村田製作所労働組合
理事	小倉 康男	JAM松山労働組合	監事	竹村 進	日本労働組合総連合会長野県連合会
理事	篠原 孝広	員外	監事	藤網 みどり	長野県労働組合連合会
理事	武田 彰	JAM甲信	監事	山崎 勝巳	員外
理事	中村 廣明	日本電産サンキョー労働組合			

常勤役員等の兼職

労働金庫法第35条（兼職または兼業の制限）第1項における内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて兼職を行っている常勤役員はおりません。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツ

沿革・歩み

年	月	事項
1951年 (S26)	12月	信用協同組合長野県労働金庫創立総会
1952年 (S27)	2月	県庁内に事務所開設・営業開始
	4月	第1回通常総会
1953年 (S28)	10月	労働金庫法施行
1954年 (S29)	3月	労働金庫法による事業免許正式認可
	7月	預金量1億円突破
1961年 (S36)	12月	預金量10億円突破
1967年 (S42)	11月	ろうきん奨学会設立
1970年 (S45)	8月	NCR42号機導入(普通預金初の機械化)
1971年 (S46)	7月	預金量100億円突破
1972年 (S47)	1月	全国労金統一の財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
	4月	オフラインによるコンピュータ稼働開始
1977年 (S52)	12月	長野県収納代理金融機関の指定
1981年 (S56)	8月	全店でオンラインスタート
	12月	創立30周年記念日に預金量1,000億円突破
1982年 (S57)	3月	長野県労働者福祉基金協会設立
	7月	CD全店で稼働開始
1984年 (S59)	9月	全銀データ通信システムへ加盟
1987年 (S62)	9月	マイプラン取扱開始
1988年 (S63)	4月	国債窓販業務取扱開始
1989年 (H元)	7月	預金量2,000億円突破
1990年 (H2)	7月	全国キャッシュサービス(MICS)加入
1991年 (H3)	2月	カーローン「車天狗」特別キャンペーン
	5月	「サンデーバンキング」スタート
	7月	融資量1,000億円突破
	11月	「ろうきんビル」オープン
1992年 (H4)	5月	全国統一オンラインシステム(ユニティ)移行
1994年 (H6)	12月	預金量3,000億円突破
1995年 (H7)	6月	固定・変動選択型住宅ローン「選択宣言」発売
	8月	融資量1,500億円突破
1996年 (H8)	4月	「ホリデーバンキング」スタート
1998年 (H10)	4月	「ローンセンター長野」オープン
	9月	融資量2,000億円突破
1999年 (H11)	1月	郵便局ATMとのオンライン提携スタート
	10月	投資信託窓口販売業務の開始
2000年 (H12)	3月	ろうきん・郵貯ジョイントカードの取扱開始 デビットカードサービスの開始
	10月	「ローンセンター松本」オープン 創立50周年記念キャンペーン 車天狗10周年記念キャンペーン
2001年 (H13)	6月	創立50周年記念式典 預金量4,000億円突破 NPO・ボランティア団体助成金制度の創設
	10月	インターネットバンキングのサービス開始
2002年 (H14)	10月	「ローンセンター上田」オープン
2003年 (H15)	5月	ユニティ新システムスタート
2004年 (H16)	1月	MPN(ペイジー)スタート
	6月	セブン銀行とのATM提携
	9月	「ローンセンター松本」移転オープン
	10月	「ローンセンター稲里」オープン
2005年 (H17)	3月	ろうきん法人版インターネットバンキング・ 個人向け国債取扱開始 決済用預金(普通預金無利息型)取扱開始
	4月	「フラット35」取扱開始
	10月	ローンセンター長野・上田・松本 日曜・祝日営業開始 住宅ローン「全期間固定金利型」(20年以内ま で)取扱開始
2006年 (H18)	11月	ろうきん住宅ローン総合保険取扱開始
	1月	四業態相互入金業務提携制度開始
	5月	「年金指定定期預金」発売
	6月	投資信託全店取扱開始 「ローンセンター佐久」オープン ICカード取扱開始
	7月	「災害救援ローン」取扱開始
2007年 (H19)	4月	「NPOサポートローン」取扱開始 投資信託「定時定額買付サービス」取扱開始
	6月	住宅ローン「全期間固定金利型35年以内」取扱開始
	7月	フリーローン「MATCH」取扱開始 継続支援融資「アシスト」取扱開始

年	月	事項
2008年 (H20)	4月	住宅ローン「保証料0宣言」取扱開始
	5月	「お客さま相談窓口」開設
	9月	「伊那支店」新築移転 「ローンセンター伊那」オープン イオン銀行とのATM相互提携取扱開始
	11月	「天狗4兄弟」取扱開始
2009年 (H21)	12月	「就職安定資金融資」取扱開始
	1月	「長野県勤労者生活資金緊急融資」取扱開始
	4月	全労済共済代理業務開始
	7月	預金量5,000億円突破
	9月	住宅ローン「全期間変動金利型」取扱開始
2010年 (H22)	12月	融資量3,000億円突破
	2月	ATM利用手数料還元サービス開始
	3月	「上田支店」「ローンセンター上田」新築移転
	10月	「諏訪湖支店」「ローンセンター諏訪湖」オープン
2011年 (H23)	5月	「長野東支店」「ローンセンター長野東」新築移転
	8月	障がいをお持ちのお客さまに対する各種手数料の無料化開始
	10月	「飯田支店」新築移転 「ローンセンター飯田」オープン 「求職者支援資金融資」取扱開始
	11月	創立60周年記念事業展開
2012年 (H24)	6月	創立60周年記念式典
	10月	「相続定期預金」取扱開始 「教育・子育て世代応援ローン」取扱開始
	11月	カードローン「マイプラン」リニューアル
2013年 (H25)	6月	「コープローン」取扱開始
	10月	わたしの積立ろうきん「chou-chouシリーズ」 取扱開始
2014年 (H26)	1月	アール・ワンシステム移行完了
	9月	ろうきんビジョンの公表
2015年 (H27)	1月	「夫婦連生団信」取扱開始
	4月	「教育・子育て世代応援定期」取扱開始
	7月	預金量6,000億円突破
	8月	女性向け専用ローンろうきん「chou-chouカード」 ろうきん「chou-chouYELL」発売
	9月	教育ローン「カード型」発売
2016年 (H28)	10月	ローンセンターの営業日・営業時間統一
	2月	住宅ローン「ふわっと500」取扱開始
	3月	コンビニATM等提携拡大
	4月	長野ろうきん「こども基金」取組み開始
	5月	「小諸支店」新築オープン
	6月	NPO自動寄付システム取扱開始
2017年 (H29)	10月	就職内定者向けローン取扱開始
	11月	「大町支店」新築移転
	1月	100年続く 長野ろうきんビジョン制定 「個人型確定拠出年金(iDeCo)」利用対象者の拡大
	8月	インターネットバンキング投資信託取扱開始
2018年 (H30)	11月	「ローンセンター松本大手」オープン フリーローン(Web)取扱開始
	1月	無担保住宅ローン取扱開始
2019年 (H31)	10月	長野県立大学留学資金支援融資取扱開始
	12月	車天狗(Web完結型)取扱開始
2019年 (R元)	4月	福島支店リニューアルオープン
	6月	「会員協働教育融資制度」取扱開始
	10月	ろうきんアプリ取扱開始 ろうきんカードローン 「マイプランWeb完結型」取扱開始
2020年 (R2)	11月	退職者専用エース預金 「マスターライフ100」取扱開始
	4月	預金量7,000億円突破 「新型コロナウイルス緊急生活応援融資」取扱開始
2021年 (R3)	4月	「ろうきん後見制度支援預金」取扱開始
	11月	創立70周年記念事業展開
2022年 (R4)	4月	「Web契約」カーローン車天狗/教育ローン/ 無担保住宅ローン/多目的ローン/教育・子育て 世代応援ローン取扱開始

全国労働金庫の概況

(2022年3月末現在)
 (単位:百万円)

金庫数	13金庫
店舗数	606店舗
出資金	972億円
会員数	108,977会員
うち団体会員数	49,403会員
うち個人会員数	59,574会員
間接構成員数	11,804,193人
常勤役員数	106人
職員数	11,224人

金庫名	預金残高	融資残高
北海道	1,081,180	784,491
東北	2,245,081	1,300,981
中央	6,881,365	4,686,732
新潟県	891,558	377,188
長野県	749,096	392,883
静岡県	1,220,180	931,556
北陸	810,086	465,069
東海	2,046,440	1,598,323
近畿	2,392,713	1,484,867
中国	1,280,183	816,967
四国	650,560	415,597
九州	2,060,726	1,543,358
沖縄県	314,709	221,031
合計	22,623,883	15,019,047

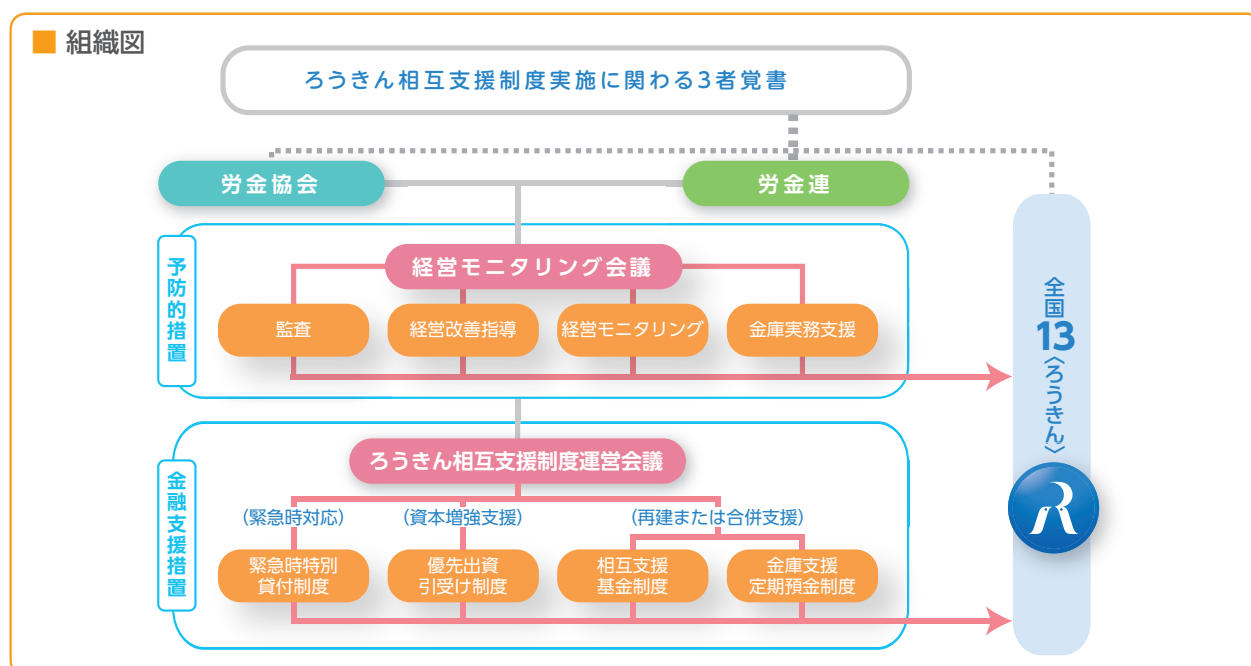
*預金残高は譲渡性預金を含みます。

ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会（労金協会）に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査（金庫の業務執行や財務状況等についての監査）と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置（経営改善指導等）が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会（労金連）が共同で開催する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営をサポートします。



2022

ディスクロージャー誌 財務データ

～経営状況～

●貸借対照表	45
●損益計算書	46
●剰余金処分計算書	46
●経営指標	50
●自己資本比率	50
●預金	59
●預金及び貸出金にかかる指標	59
●貸出金	60
●資産査定に係る各種基準の比較	61
●リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況	62
●会員・出資金	63
●有価証券に関する指標	63
●有価証券の時価情報	64
●金銭の信託の時価情報	65
●デリバティブ取引等	65
●窓口販売・職員の状況等	65
●報酬等に関する事項	66

当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。
連結対象となる会社等を保有していないため、連結情報はありません。

●金額、比率の表示方法

1. 金額単位

- (1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
(ただし、「労働金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」については、金額単位未満を四捨五入しています。)
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額（比率）、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。
(ただし、官庁報告に関わる諸比率等については、そのまま記載しています。)

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	2020年度末	2021年度末
現金	4,874,704	4,944,615
預け金	126,104,052	119,464,544
買入金銭債権	902,711	804,857
金銭の信託	451,320	450,711
有価証券	275,044,096	283,380,133
国債	84,664,550	75,721,400
地方債	99,840	197,780
社債	126,351,835	140,719,356
投資信託	29,533,368	28,641,704
株式	296,910	208,561
外国証券	32,096,452	36,327,026
その他の証券	2,001,140	1,564,303
貸出金	390,245,207	392,883,986
手形貸付	4,654,764	3,678,630
証書貸付	371,142,938	375,258,662
当座貸越	14,447,504	13,946,694
その他資産	5,118,088	5,144,869
未決済為替貸	26,431	16,328
労働金庫連合会出資金	3,900,000	3,900,000
前払費用	13,951	14,451
未収収益	1,063,117	1,073,798
その他の資産	114,587	140,291
有形固定資産	3,665,987	3,626,872
建物	1,649,291	1,653,906
土地	1,603,455	1,603,455
建設仮勘定	16,800	—
その他の有形固定資産	396,439	369,510
無形固定資産	60,749	44,377
ソフトウェア	60,332	44,062
その他の無形固定資産	416	314
前払年金費用	55,310	87,225
債務保証見返	43,204	33,300
貸倒引当金	△20,773	△16,369
(うち個別貸倒引当金)	(△17,353)	(△12,998)
合計	806,544,660	810,849,124

(単位：千円)

負債の部及び純資産の部	2020年度末	2021年度末
預金積金	715,115,303	740,258,373
当座預金	4,731	15,055
普通預金	178,167,999	193,286,669
貯蓄預金	205,328	201,888
別段預金	41,901	67,611
定期預金	536,695,342	546,687,147
譲渡性預金	9,626,913	8,838,406
借入金	17,200,000	—
借入金	17,200,000	—
その他負債	1,855,121	1,617,880
未決済為替借	13,140	7,619
未払費用	431,041	409,755
未払法人税等	294,218	261,920
前受収益	19,340	16,775
払戻未済金	12,475	4,713
払戻未済持分	276	7,358
その他の負債	1,084,628	909,739
代理業務勘定	9,015	6,811
賞与引当金	183,142	187,482
役員賞与引当金	5,033	5,033
退職給付引当金	1,792,953	1,861,913
役員退職慰労引当金	48,606	56,341
睡眠預金払戻損失引当金	224,133	214,500
繰延税金負債	2,052,110	1,250,443
債務保証	43,204	33,300
負債の部合計	748,155,536	754,330,484
出資金	2,441,577	2,436,867
普通出資金	2,441,577	2,436,867
利益剰余金	48,167,597	48,995,498
利益準備金	2,454,052	2,441,577
その他利益剰余金	45,713,545	46,553,921
特別積立金	44,019,512	44,967,808
(特別積立金)	(5,300,000)	(5,300,000)
(機械化積立金)	(3,600,000)	(3,600,000)
(金利変動等準備積立金)	(17,930,000)	(14,000,000)
(配当準備積立金)	(230,000)	(230,000)
(経営基盤強化積立金)	(16,950,000)	(17,300,000)
(健全性確保積立金)	—	(4,500,000)
(地域社会活動準備積立金)	—	(30,000)
(圧縮記憶積立金)	(9,512)	(7,808)
当期末処分剰余金	1,694,032	1,586,112
会員勘定合計	50,609,174	51,432,365
その他有価証券評価差額金	7,779,948	5,086,275
評価・換算差額等合計	7,779,948	5,086,275
純資産の部合計	58,389,123	56,518,640
合計	806,544,660	810,849,124

損益計算書

(単位：千円)

科目	2020年度	2021年度
経常収益	9,129,892	8,949,123
資金運用収益	8,389,267	8,205,965
貸出金利息	5,331,942	5,270,325
預け金利息	402,678	372,603
有価証券利息配当金	2,487,160	2,426,420
その他の受入利息	167,486	136,616
役員取引等収益	264,152	228,830
受入為替手数料	90,683	73,965
その他の役員収益	173,469	154,864
その他業務収益	395,180	504,375
国債等債券売却益	62,743	134,324
その他の業務収益	332,436	370,050
その他経常収益	81,291	9,951
貸倒引当金戻入益	37	4,404
株式等売却益	64,120	292
金銭の信託運用益	8	-
その他の経常収益	17,124	5,255
経常費用	7,519,007	7,511,812
資金調達費用	329,751	294,597
預金利息	328,082	293,781
譲渡性預金利息	1,094	708
債券貸借取引支払利息	574	107
役員取引等費用	1,228,964	1,245,769
支払為替手数料	328,078	314,891
その他の役員費用	900,886	930,878
その他業務費用	131,986	192,760
国債等債券売却損	82,678	151,901
国債等債券償還損	48,693	40,820
その他の業務費用	615	39
経費	5,783,974	5,776,650
人件費	3,284,165	3,223,787
物件費	2,456,402	2,331,536
税金	43,406	221,326
その他経常費用	44,328	2,033
貸出金償却	-	22
株式等売却損	3,934	42
金銭の信託運用損	-	524
その他資産償却	55	52
退職手当金	539	118
その他の経常費用	39,799	1,273
経常利益	1,610,885	1,437,310
特別利益	-	-
特別損失	621	2,066
固定資産処分損	621	1,763
減損損失	-	303
税引前当期純利益	1,610,263	1,435,243
法人税、住民税及び事業税	384,439	356,718
法人税等調整額	22,314	17,587
法人税等合計	406,753	374,306
当期純利益	1,203,510	1,060,937
繰越金（当期末残高）	490,522	525,175
当期末処分剰余金	1,694,032	1,586,112

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

項目	2020年度 (総会承認日2021年6月23日)	2021年度 (総会承認日2022年6月23日)
当期末処分剰余金	1,694	1,586
当期純利益	1,203	1,060
繰越金（当期末残高）	490	525
利益準備金取崩額	12	4
金利変動等準備積立金取崩額	3,930	-
圧縮記帳積立金取崩額	1	1
計	5,638	1,592
剰余金処分額	5,113	1,083
出資配当金	73	73
利用分量配当金	160	160
金利変動等準備積立金	-	500
経営基盤強化積立金	350	320
健全性確保積立金	4,500	-
地域社会活動準備積立金	30	30
繰越金（当期末残高）	525	509

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2022年5月27日に監事の監査を受けております。また、同年6月23日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、定款の定めにより、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）を置き、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく会計監査人の監査を2022年5月20日に受けております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2022年6月24日

長野県労働金庫

理事長

小池 政和

注記事項

●貸借対照表

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める固定資産等取扱細則に基づき定率法（ただし、1998（平成10）年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～39年
その他 5年～20年
- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理。
(2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理。
- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 収益の計上方法
役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、「受入為替手数料」は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 6,583,758千円
有形固定資産の圧縮記帳額 21,493千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 98,112千円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は601,717千円、危険債権額は1,584,321千円です。
なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（欄外貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

- 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は32,856千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権額は5,866千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、2,224,761千円です。
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。（表示方法の変更）
18.から21.について、「労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令」（令和2年1月24日 内閣府厚生労働省令第1号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、労働金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
- 担保に供している資産
為替決済取引及び手形交換取引等の担保として預け金21,665,300千円を、先物取引証拠金の代用として有価証券400,000千円を差し入れております。
また、その他の資産には、敷金保証金9,184千円が含まれております。
- 出資1口当たりの純資産額 23,193円15銭
- 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総額の管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、主にその他目的で保有しております。有価証券は、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理計画に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営管理室において金融資産及び負債の金利リスクや期間のミスマッチを総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期毎に理事会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関してALMに関する諸規程に従い管理しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された統合的リスク管理計画、資金運用計画に基づき、資金運用に関する諸規程に従い管理しております。
このうち、資金部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する管理諸規程に基づき管理しております。
(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、評価損益を含めたリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年間）により算出しており、2022年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,778百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて適切に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

33. 会計方針の変更
（「時価の算定に関する会計基準」等の適用）
（「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）を当事業年度より適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。）
（「収益認識に関する会計基準」等の適用）
（「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。）
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、累積的影響額はありません。
（消費税等の会計処理の変更）
消費税等の会計処理は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、従来の税込方式から税抜方式に変更しております。
なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

以 上

●損益計算書

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 435円7銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以 上

経営指標

●主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	9,430	9,630	9,299	9,129	8,949
経常利益	1,438	1,528	1,451	1,610	1,437
当期純利益	1,046	1,076	1,115	1,203	1,060
純資産額	54,472	57,169	54,722	58,389	56,518
総資産額	753,353	775,998	792,797	806,544	810,849
預金積金残高	645,650	665,592	684,688	715,115	740,258
貸出金残高	345,170	360,790	379,427	390,245	392,883
有価証券残高	262,602	262,849	266,336	275,044	283,380
出資総額	2,464	2,460	2,454	2,441	2,436
出資総口数(口)	2,464,559	2,460,323	2,454,052	2,441,577	2,436,867
出資に対する配当金	73	73	73	73	73
職員数(人)	384	374	376	377	378
単体自己資本比率(%)	11.87	11.81	11.08	10.98	11.00

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
 2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算出しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目	2020年度	2021年度
業務粗利益	7,358	7,206
業務粗利益率	0.92	0.90
業務純益	1,634	1,460
実質業務純益	1,634	1,460
コア業務純益	1,702	1,519
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,702	1,504
資金運用収支	8,059	7,911
役務取引等収支	△964	△1,016
その他業務収支	263	311
資金運用勘定平均残高	795,549	794,312
資金運用収益(受取利息)	8,389	8,205
資金運用収益増減(△)額	△174	△183
資金運用利回	1.05	1.03
資金調達勘定平均残高	751,530	749,345
資金調達費用(支払利息)	329	294
資金調達費用増減(△)額	△54	△35
資金調達利回	0.04	0.03
資金調達原価率	0.80	0.80
資金利鞘	0.25	0.23
総資産経常利益率	0.19	0.17
総資産当期純利益率	0.14	0.13
総資産業務純益率	0.20	0.18
純資産経常利益率	2.76	2.55
純資産当期純利益率	2.06	1.88
純資産業務純益率	2.80	2.59

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。
3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
5. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。
6. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

自己資本比率(単体)

●自己資本の充実の状況

(単位：%)

項目	2020年度末	2021年度末
単体自己資本比率(国内基準)	10.98	11.00

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算出しています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額 \times 12.5(注4)}} \times 100$$

- (注) 1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計。
 2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計。
 3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額。
 4. 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法

細分化されたリスク・ウェイトを資産に乘じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注) 基礎的手法

粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は11.00%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	前期末 (2020年度末)	当期末 (2021年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	50,376	51,199
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,441	2,436
うち、利益剰余金の額	48,167	48,995
うち、外部流出予定額 (△)	233	233
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	3
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	50,379	51,202
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	44	32
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	44	32
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	40	63
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	84	95
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	50,295	51,107
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	442,972	449,777
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,839	14,604
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	457,812	464,381
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.98	11.00

長野県労働金庫の財務データ

【用語解説】

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資及び一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されています。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額又は2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまへ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用又は損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間で、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫では土地の再評価は実施しておりません。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●自己資本調達手段の概要

2021年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通	①発行主体：長野県労働金庫
出資	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,436百万円

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	前期末 (2020年度末)		当期末 (2021年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	442,972	17,718	449,777	17,991
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	440,965	17,638	448,360	17,934
ソブリン向け (注4)	4,286	171	4,557	182
金融機関向け	153,439	6,137	145,043	5,801
事業法人等向け	26,677	1,067	36,123	1,444
中小企業等・個人向け	197,421	7,896	204,651	8,186
抵当権付住宅ローン	43,610	1,744	41,358	1,654
不動産取得等事業向け	413	16	410	16
延滞債権 (注5)	264	10	361	14
その他 (注6)	14,852	594	15,854	634
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	391 (-)	15 (-)	81 (-)	3 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	1,616	64	1,334	53
ルック・スルー方式 (注8)	1,523	60	1,246	49
マンドート方式 (注9)	92	3	88	3
蓋然性方式 (250%) (注10)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%) (注10)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1,250%) (注11)	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (B) (注14)	14,839	593	14,604	584
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)	457,812	18,312	464,381	18,575

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。

2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資、複数の資産を裏付けとする資産、固定資産等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.~11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%又は400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%又は400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。（基礎的手法の算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち粗利益が正の値）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

2021年度末の当金庫の自己資本比率は11.00%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、自己資本のほぼ全額が出資金及び利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、複数年の中期経営計画及び半年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

長野県労働金庫の財務データ

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

① 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

● 地域別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
	地域区分													
国内	781,865	791,308	415,090	418,178	216,936	229,098	-	-	8,474	9,368	141,364	134,661	192	273
国外	46,330	36,822	25,370	14,091	20,907	22,389	-	-	-	288	52	53	-	-
合計	828,196	828,130	440,461	432,269	237,843	251,488	-	-	8,474	9,657	141,416	134,714	192	273

● 業種別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
	業種区分													
製造業	8,911	13,977	-	-	8,688	13,887	-	-	-	-	222	89	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-
建設業	700	736	-	-	700	700	-	-	-	-	0	36	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	17,814	22,384	-	-	17,780	22,376	-	-	-	-	34	7	-	-
情報通信業	2,316	3,885	-	-	2,303	3,872	-	-	-	-	12	12	-	-
運輸業、郵便業	2,907	6,001	0	-	2,895	5,976	-	-	-	-	11	25	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2,905	5,907	-	-	2,900	5,701	-	-	-	-	5	205	-	-
金融業、保険業	272,054	254,649	25,840	14,551	115,467	116,150	-	-	-	-	130,746	123,947	-	-
不動産業、物品賃貸業	9,812	11,600	68	-	3,999	5,602	-	-	5,739	5,992	5	5	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	2	106	-	-	-	-	-	-	-	-	2	106	-	-
国・地方公共団体	85,114	78,539	1,877	1,301	83,109	77,219	-	-	-	-	127	18	-	-
個人	412,926	416,662	412,672	416,416	-	-	-	-	-	-	254	245	192	273
その他	12,730	13,673	0	-	-	-	-	-	2,735	3,664	9,994	10,008	-	-
合計	828,196	828,130	440,461	432,269	237,843	251,488	-	-	8,474	9,657	141,416	134,714	192	273

● 残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分	合計		貸出金等取引 (注1、4)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
	期間区分											
期間の定めのないもの	62,905	69,318	-	-	21,300	21,300	-	-	8,474	9,657	33,130	38,360
1年以下	110,163	90,620	55,095	42,433	14,810	21,281	-	-	-	-	40,257	26,905
1年超3年以下	134,237	133,973	67,506	68,012	38,008	37,184	-	-	-	-	28,722	28,777
3年超5年以下	99,430	96,550	38,137	37,784	27,786	20,994	-	-	-	-	33,506	37,771
5年超7年以下	43,913	42,639	32,190	32,144	5,923	7,594	-	-	-	-	5,800	2,900
7年超10年以下	60,944	63,159	43,963	44,419	16,980	18,739	-	-	-	-	-	-
10年超	316,602	331,868	203,568	207,475	113,034	124,393	-	-	-	-	-	-
合計	828,196	828,130	440,461	432,269	237,843	251,488	-	-	8,474	9,657	141,416	134,714

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、その他資産等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーです。
 4. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」に該当するオフ・バランス取引のうち、「原契約期間が1年超のコミットメント」については、「1年超3年以下」の区分に合計で計上しております。
 5. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項目	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	目的使用		その他		2020年度	2021年度
					2020年度	2021年度	2020年度	2021年度		
一般貸倒引当金	3	3	3	3	-	-	3	3	3	3
個別貸倒引当金	17	17	-	-	-	-	0	4	17	12
合計	20	20	3	3	-	-	3	7	20	16

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

●業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		2020年度	2021年度
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	目的使用		その他					
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	17	17	-	-	-	-	0	4	17	12	-	0
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	17	17	-	-	-	-	0	4	17	12	-	0

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

長野県労働金庫の財務データ

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2020年度末			2021年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	323	114,588	114,911	2,006	106,889	108,895
10%	—	42,863	42,863	—	45,575	45,575
20%	45,701	128,613	174,315	37,219	120,894	158,113
35%	—	124,602	124,602	—	118,166	118,166
50%	35,546	—	35,546	51,525	—	51,525
75%	—	263,228	263,228	—	272,868	272,868
100%	8,918	16,829	25,748	9,995	17,901	27,896
150%	—	160	160	—	189	189
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	46,818	46,818	—	44,898	44,898
1,250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	90,490	737,706	828,196	100,746	727,384	828,130

(注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法動案後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況及び今後の対応については、常務会及び理事会に対する検討報告事項を設定し、定期的に報告を行っています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権及び要注意先債権
 - 一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- ・破綻懸念先債権
 - 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- ・破綻先債権及び実質破綻先債権
 - 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証		クレジット・デリバティブ	
	適格金融資産担保	保証	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	18,828	19,107	0	—	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	—	—	0	—	—	—
中小企業等・個人向け	18,760	19,107	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	68	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

<適格金融資産担保>

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。

担保については、適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に当たり、簡便手法を用いています。

<保証>

当金庫では、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている第三セクターに対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

<クレジット・デリバティブ>

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●与信相当額等

該当ございません。

●クレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

資金運用関連の派生商品取引は与信限度枠を設定し、与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。そのため、担保による保全は行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

●保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

項目	2020年度末		2021年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2,910	—	816	—
カードローン	—	—	—	—
住宅ローン	908	—	816	—
自動車ローン	—	—	—	—
投資法人向けローン	2,001	—	—	—
その他	—	—	—	—

(注) 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

●保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
		オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	2020年度末	908	—	3	—
	2021年度末	816	—	3	—
15%~50%未満	2020年度末	2,001	—	12	—
	2021年度末	—	—	—	—
50%~100%未満	2020年度末	—	—	—	—
	2021年度末	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、資金運用委員会と協議し、投資限度額等を設定し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

●証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項目	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	13,233	13,233	14,444	14,444
非上場株式等	184	184	4	4
その他	3,900	3,900	3,900	3,900
合計	17,317	17,317	18,348	18,348

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「上場株式等」の区分には、上場株式、上場投資信託 (ETF、REIT) を計上しております。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項目	2020年度	2021年度
売却益	69	6
売却損	22	0
償却	—	—

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
評価損益	4,713	4,669

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「その他有価証券」については、「資金運用管理細則」にて対象商品、購入枠等を設定してリスクを限定しています。方針については、資金運用委員会と協議し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

また、時価を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「資産査定規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

長野県労働金庫の財務データ

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	前期末(2020年度末)	当期末(2021年度末)
リスク・スルー方式	15,615	14,739
マンドート方式	100	100
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位：百万円)

	2020年度末	2021年度末
VaR	2,821	4,184

②IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	18,244	16,849	74	75
2	下方パラレルシフト	0	0	535	553
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	18,244	16,849	535	553
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	51,107		50,295	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金庫庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、…の記号はこの告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合はプラスで表示）。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合はプラスで表示）。

●金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債・社債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況及び今後の対応を定期的にALM委員会及び常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である△EVE及び金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVE及び△NIIを月次ベースで計測しています。この計測結果はALM委員会で協議し、常務会に報告しております。

●金利リスクの算定方法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2022年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.32年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金利リスクの算定に当たり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や顧客年代別等の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っております。

- 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVE及び△NIIが正となる通貨のみを対象としています。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の△EVEは18,244百万円（前期末比1,395百万円）となりました。

計測値の解釈や重要性に関する説明
△EVEの計測値は、自己資本対比で35.69%です。当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュアット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）
VaRは、保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(10) オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④その他のリスク（人財リスク、有形資産リスク、評判リスク、外部委託リスク、業務継続リスク）に区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する統一的リスク管理計画のなかで上記①～④の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、統括部署である経営企画部がオペレーショナル・リスク全体の総合的管理を行い、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況及び今後の対応については、定期的にオペレーショナル・リスク管理委員会で協議し、四半期毎に理事会に報告しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

預金

●預金科目別残高（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度末				2021年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	-	4	-	-	-	15
普通預金	162,457	434	4	15,271	176,557	445	0	16,283
貯蓄預金	205	-	-	-	201	-	-	-
別段預金	3	5	1	31	21	1	5	39
定期預金	505,667	1,403	2,428	27,196	515,623	1,410	2,748	26,904
その他の預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	668,333	1,843	2,434	42,504	692,404	1,857	2,754	43,242

●預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度	2021年度
流動性預金	171,721	189,310
定期性預金	532,510	543,706
譲渡性預金	9,844	9,245
その他の預金	-	-
合計	714,075	742,262

●預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項目	2020年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	649,142	90.77	673,910	91.03
民間労働組合	239,193	33.44	245,234	33.12
民間以外の労働組合及び公務員団体	176,686	24.70	180,793	24.42
消費生活協同組合及び同連合会	2,221	0.31	2,230	0.30
その他の団体	231,040	32.30	245,651	33.18
（うち間接構成員）	(609,584)	(85.24)	(633,601)	(85.59)
個人会員	878	0.12	837	0.11
国・地方公共団体・非営利法人	1,969	0.27	1,894	0.25
一般員外 (a)	63,124	8.82	63,616	8.59
合計	715,115	100.00	740,258	100.00

（注）当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」を下回るため、「会員等以外の者からの監事の選任」ならびに「会計監査人の監査」を要しません。
なお、当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

（単位：百万円）

項目	2020年度末	2021年度末
一般員外譲渡性預金 (b)	200	200
一般員外預金計 (c) : (上表の (a) + (b))	63,324	63,816
譲渡性預金を含む総預金残高 (d)	724,742	749,096
一般員外預金比率 (c) / (d) × 100	8.73%	8.51%

●定期預金の固定金利・変動金利内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度末	2021年度末
固定金利定期預金	536,486	546,488
変動金利定期預金	208	198
その他	-	-
合計	536,695	546,687

●財形貯蓄残高（期末残高）

（単位：百万円、%）

項目	2020年度末		2021年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	80,516	11.25	81,939	11.06
財形年金	31,538	4.41	30,713	4.14
財形住宅	12,377	1.73	12,012	1.62
合計	124,432	17.40	124,665	16.84

預金及び貸出金にかかる指標

●預貸率

（単位：%）

項目	2020年度	2021年度
預貸率（期末値）	53.84	52.44
預貸率（期中平均値）	54.01	52.88

●常勤従業員一人当たり預金・貸出金残高（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度	2021年度
預金残高	1,789	1,869
貸出金残高	966	988

（注）従業員数は期中平均人員を使用しています。

●一店舗当たり預金・貸出金残高（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度末	2021年度末
預金残高	31,510	32,569
貸出金残高	16,967	17,081

（注）店舗数は期末の店舗数を使用しています。

長野県労働金庫の財務データ

貸出金

●貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度	2021年度
手形貸付	5,574	4,240
証書貸付	365,010	373,898
当座貸越	15,104	14,382
割引手形	—	—
合計	385,689	392,522

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度末	2021年度末
固定金利貸出金	183,740	167,932
変動金利貸出金	206,504	224,951
合計	390,245	392,883

（注）手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

●貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度末	2021年度末
当金庫預金積金	579	505
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	48,603	42,401
その他	—	—
小計	49,182	42,907
保証	339,177	348,667
信用	1,885	1,309
合計	390,245	392,883

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項目	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証	43	33
信用	—	—
合計	43	33

●貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項目	2020年度末		2021年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
賃金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	44,177	11.32	43,737	11.13
自動車費	22,648	5.80	22,171	5.64
カードローン	10,055	2.57	9,693	2.46
教育ローン	9,501	2.43	10,026	2.55
その他	1,971	0.50	1,846	0.46
福利共済資金	1,878	0.48	1,301	0.33
運営資金	—	—	—	—
設備資金	0	0.00	—	—
生協資金	68	0.01	—	—
運営資金	—	—	—	—
設備資金	—	—	—	—
住宅資金	344,119	88.18	347,844	88.53
一般住宅資金	—	—	—	—
住宅事業資金	—	—	—	—
合計	390,245	100.00	392,883	100.00

●貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項目	2020年度末		2021年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
民間労働組合	166,645	42.70	168,800	42.96	
民間以外の労働組合及び公務員の団体	46,634	11.95	45,585	11.60	
消費生活協同組合及び連合会	654	0.16	641	0.16	
その他の団体	172,608	44.23	174,842	44.50	
《うち間接構成員》	(386,473)	(99.03)	(389,870)	(99.23)	
上記に所属しない個人会員	133	0.03	100	0.02	
会員等計	386,675	99.08	389,971	99.25	
預金積金担保貸出	58	0.01	60	0.01	
その他	3,510	0.89 (100.00)	2,852	0.72 (100.00)	
業種別内訳	製造業	—	(—)	—	(—)
	農業、林業	—	(—)	—	(—)
	漁業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建設業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情報通信業	—	(—)	—	(—)
	運輸業・郵便業	0	(0.02)	—	(—)
	卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	—	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
	医療、福祉	0	(0.02)	—	(—)
	サービス業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	1,877	(53.48)	1,301	(45.64)
個人	1,631	(46.46)	1,550	(54.35)	
その他	—	(—)	—	(—)	
会員外計	3,569	0.91	2,912	0.74	
合計	390,245	100.00	392,883	100.00	

資産査定に係る各種基準の比較

●「自己査定」並びに「労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権」及び「償却・引当基準」の関係（注1）

（単位：百万円）

資産査定の債務者区分		償却・引当基準			労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権 （注2）		
定義	資産査定規定				労働金庫法施行規則第114条及び労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条		
区分単位	債務者単位						
対象	債権	債務者区分	分類	要償却・引当額の概要	総与信		
区分	破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者 104	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 7	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権 602		
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 0			
			非・Ⅱ分類	—			
	実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者 497	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。 5			
			Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。 —			
			非・Ⅱ分類	—			
	破綻懸念先 現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 1,584	破綻懸念先	Ⅲ分類	合理的に見積もった必要額を個別貸倒引当金に繰入れる。 —		危険債権 債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権 1,584	
			非・Ⅱ分類	—			
	要注意先 金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者などの今後の管理に注意を要する債務者 1,900	要管理先	要管理債権	非・Ⅱ分類		予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注4） 0	要管理債権（注5） 元本又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金 39
				要管理債権以外（注3）		非・Ⅱ分類	
要管理先以外			非・Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注4） 0			
正常先 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者 387,774	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注4） 2	正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権			
非区分 国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権 1,303	その他	—	引当は行わない。 —	390,940			

（注1）表中の金額は、2022年3月末残高（債権等は直接償却後の残高、引当金は引当額）を表示しています。
 （注2）労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権の金額は、すべて単位未満を四捨五入して表示しています。
 （注3）要管理債権を有する債務者の3月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。
 （注4）一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。
 （注5）要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息・債務保証見返等）については、正常債権に含まれます。

長野県労働金庫の財務データ

労働金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権（三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）・合計額・正常債権・総与信残高）

2022年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2020年度末	2021年度末
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権 合計 (A)	2,153	2,225
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	568	602
危険債権	1,514	1,584
要管理債権	71	39
三月以上延滞債権	64	33
貸出条件緩和債権	7	6
保全額 (B)	2,153	2,225
担保・保証等による回収見込み額	2,136	2,212
貸倒引当金	17	13
保全率 (B) / (A) (%)	100.00%	100.00%
正常債権 (C)	388,391	390,940
総与信残高 (D) = (A) + (C)	390,545	393,165
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)	0.55%	0.56%

(注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満を四捨五入しています。

〔用語解説〕

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の債権のことで、労働金庫法施行規則第114条で定めるものです。リスク管理債権は、その債務者の状態により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に区分されます。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことで、

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことで、

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで、

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

会員・出資金

●会員数・出資金の内訳

(単位：会員、千円、%)

項目	2020年度末			2021年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	1,665	2,246,087	91.99	1,641	2,248,361	92.26
民間労働組合	807	1,348,727	55.23	790	1,350,580	55.42
民間以外の労働組合及び公務員の団体	520	655,098	26.83	516	655,806	26.91
消費生活協同組合及び同連合会	18	8,017	0.32	18	8,017	0.32
その他の団体	320	234,245	9.59	317	233,958	9.60
個人会員	6,946	195,490	8.00	6,638	188,506	7.73
合計	8,611	2,441,577	100.00	8,279	2,436,867	100.00

●出資配当等

(単位：千円、%)

項目	2020年度（総会承認 2021年6月23日）	2021年度（総会承認 2022年6月23日）
出資配当（配当率）	73,033（年3%の割合）	73,011（年3%の割合）
利用配当	160,003	160,083
配当負担率	13.75	14.69

配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項目	計	期間の定めなし					
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超		
国債	2020年度末	84,664	—	10,068	27,470	—	47,125
	2021年度末	75,721	—	14,067	13,157	1,979	46,517
地方債	2020年度末	99	—	—	—	99	—
	2021年度末	197	—	—	—	197	—
社債	2020年度末	126,351	21,806	2,105	15,111	19,741	67,586
	2021年度末	140,719	21,683	1,599	18,640	20,493	78,301
投資信託	2020年度末	29,533	18,615	990	1,998	7,123	804
	2021年度末	28,641	19,397	—	6,063	3,180	—
株式	2020年度末	296	296	—	—	—	—
	2021年度末	208	208	—	—	—	—
外国証券	2020年度末	32,096	—	2,699	23,765	3,235	2,395
	2021年度末	36,327	—	5,689	24,857	3,682	2,098
その他の証券	2020年度末	2,001	—	2,001	—	—	—
	2021年度末	1,564	—	—	1,564	—	—
合計	2020年度末	275,044	40,718	17,865	68,346	30,200	117,912
	2021年度末	283,380	41,289	21,356	64,283	29,533	126,917

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項目	2020年度		2021年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	81,090	31.13	73,252	27.50
地方債	598	0.22	147	0.05
短期社債	—	—	—	—
社債	116,899	44.87	131,886	49.51
投資信託	25,709	9.87	23,974	9.00
株式	225	0.08	72	0.02
外国証券	33,485	12.85	34,253	12.86
その他の証券	2,467	0.94	2,763	1.03
合計	260,477	100.00	266,349	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

長野県労働金庫の財務データ

● 預証率

(単位：%)

項目	2020年度	2021年度
預証率（期末値）	37.95	37.82
預証率（期中平均値）	36.47	35.88

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや自動車ローンなどに振り向け、勤労者のお借入れニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2022年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券は保有しておりません。

2. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券は保有しておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2020年度末			2021年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	112	45	67	179	91	87
	債券	186,316	180,984	5,331	128,246	124,596	3,649
	国債	83,157	79,178	3,978	70,820	68,030	2,789
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	103,158	101,806	1,352	57,425	56,565	859
	外国証券	24,208	23,906	301	19,232	18,989	242
	投資信託	25,545	20,152	5,392	16,982	12,208	4,774
	その他の証券	2,001	2,000	1	—	—	—
	小計	238,183	227,090	11,093	164,640	155,885	8,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	24	26	△1
	債券	24,800	25,017	△217	88,392	89,140	△748
	国債	1,506	1,507	△0	4,900	4,989	△88
	地方債	99	100	△0	197	200	△2
	社債	23,193	23,410	△217	83,293	83,951	△657
	外国証券	7,888	7,933	△45	17,094	17,188	△93
	投資信託	3,987	4,037	△49	11,658	12,287	△629
	その他の証券	902	908	△5	2,369	2,389	△19
	小計	37,578	37,897	△318	119,540	121,032	△1,492
合計	275,762	264,987	10,775	284,180	276,918	7,262	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3. その他の証券には、買入金銭債権が含まれます。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	2020年度末	2021年度末
子会社株式	—	—
関連会社等株式	—	—
非上場株式	184	4
労働金庫連合会出資金	3,900	3,900
合計	4,084	3,904

金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

項目	2020年度末		2021年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	451	—	450	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。

これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

(1) 先物、(2) スワップ、(3) オプション

「先物取引」「先渡取引」とは

もともになるもの（例えば国債等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

「オプション」とは

あらかじめ定められた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入又は売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1) 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

(2) 「取り組みの情報」

具体的には、将来の価格変動リスク回避を目的として、先物株式取引等を実施しています。

(3) 「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「デリバティブ取引細則」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、資金運用委員会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

●金利関連取引

該当ございません。

●通貨関連取引

該当ございません。

●株式関連取引

該当ございません。

●債券関連取引

該当ございません。

●クレジット・デリバティブ取引

該当ございません。

窓口販売・職員の状況等

●公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項目	2020年度	2021年度
国債	57,860	141,390

●内国為替取扱実績

(単位：件)

項目	区分	2020年度		2021年度	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
送金・振込	各地へ向けた分	452,739	480,592		
	各地より受けた分	970,628	1,008,078		
代金取立	各地へ向けた分	—	—		
	各地より受けた分	8	3		
合計	各地へ向けた分	452,739	480,592		
	各地より受けた分	970,636	1,008,081		

●投資信託窓販実績

(単位：千円)

項目	2020年度	2021年度
投資信託	335,809	676,483

●職員の状況

項目	2020年度末	2021年度末
職員数（人）	377	378
平均年齢	40歳3月	40歳5月
平均勤続年数	14年2月	14年9月
平均給与月額（千円）	384	384

(注) 職員の状況には、常勤の職員等を記載し、臨時職員（2020年度末74人、2021年度末66人）は含まれておりません。

報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤の監事のことです。

対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び功勞の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の報酬及び賞与につきましては、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。なお、退任慰労金額、贈呈の時期及び方法等は、通常総会の決議に従い、理事の退任慰労金については理事会の協議により、監事の退任慰労金については監事会の協議により決定しております。

退任慰労金は、基礎金額に計算率を乗じて得た金額としております。なお、基礎金額・計算率等は規程で定めております。

(2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	92

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「報酬」76百万円、「賞与」5百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

なお、「賞与」は、当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号及び第5号ならびに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2021年度において対象職員等に該当する者はありません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2021年度末において、該当する会社等はありません。
3. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

法定開示項目一覧

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

●単体情報

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名
- (3) 会計監査人の氏名又は名称
- (4) 事務所の名称及び所在地
- (5) 当金庫を所屬労働金庫とする労働金庫代理業者

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 事業の概況
- (2) 主要な事業の状況を示す指標
 - イ. 経常収益
 - ロ. 経常利益
 - ハ. 当期純利益
 - ニ. 出資総額及び出資総口数
 - ホ. 純資産額
 - ヘ. 総資産額
 - ト. 預金積金残高
 - チ. 貸出金残高
 - リ. 有価証券残高
 - ヌ. 単体自己資本比率
 - ル. 出資に対する配当金
 - ヲ. 職員数

(3) 事業の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標

- イ. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
- ロ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支
- ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
- ニ. 受取利息及び支払利息の増減
- ホ. 総資産経常利益率
- ヘ. 総資産当期純利益率

②預金に関する指標

- イ. 預金の種類別内訳（平均残高）
- ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

③貸出金等に関する指標

- イ. 貸出金の科目別内訳（平均残高）
- ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
- ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）
- ニ. 貸出金の使途別内訳（期末残高・同構成比）
- ホ. 貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比）
- ヘ. 預貸率（期末値・期中平均値）

④有価証券に関する指標

- イ. 商品有価証券の種類別内訳（平均残高）
- ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高
- ハ. 有価証券の種類別内訳（平均残高）
- ニ. 預証率（期末値・期中平均値）

⑤信託業務の状況

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制
- (2) 法令遵守の体制
- (3) 地域の活性化のための取組みの状況
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容（苦情等への対応）

5. 財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表

- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金処分計算書
- (4) 自己資本の充実の状況
- (5) 有価証券
- (6) 金銭の信託
- (7) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）
- (8) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- (9) 貸出金償却の額
- (10) 会計監査人の監査

●連結情報

連結対象となる会社等を保有していません。

労働金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

- 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- 2. 危険債権
- 3. 要管理債権
- 4. 正常債権

労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を定める件に基づく開示項目

●単体情報

1. 定性的な開示事項

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する事項
- (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (6) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) 金利リスクに関する事項

2. 定量的な開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項

●連結情報

連結対象となる会社等を保有していません。

ホームページ

<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

お客様相談窓口

(0120) 606-150

ローン相談専用フリーダイヤル

(0120) 1919-48

年金・投資信託ほか資産運用相談

(0120) 2996-21

ろうきんダイレクト・ろうきんアプリのご相談

(0120) 609-028

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）のご相談

(0120) 609-029